

開成町環境基本計画

2025-2032

いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい
～ 恵み豊かな環境を感じる 持続可能な未来へ ～



令和7年3月
開成町

はじめに



開成町は、足柄平野の北部に位置し、東には酒匂川が流れ、西には箱根外輪山、南には相模湾、北には丹沢山塊を望むなど、自然に恵まれた町です。扇状地であるため、なだらかに南傾した平坦地であり、地味、水利は良好です。

近年、小田急開成駅周辺を中心に開発が進み、良好な住宅地として発展してきました。経済的な発展により私たちの生活は豊かになり、利便性が格段に向上した一方で、農地は減少傾向にあり、良好な自然環境の保全が課題の一つとなっています。

開成町では近隣自治体に先駆けて、平成12年4月に開成町環境基本条例を制定するとともに、環境行政の最上位計画として開成町環境基本計画を策定し、環境にやさしいまちづくりを推進してきました。一方で、地球環境へ目を転じますと、地球温暖化が想定以上のペースで進行しているとされる中、気候変動により自然災害が頻発化かつ甚大化するなど、様々な環境問題に直面しています。

このような中、開成町では、環境や社会情勢の変化に対応していくために、本計画を策定することといたしました。町民や事業者の皆様を対象としたアンケート調査の結果も踏まえ、「自然環境」、「資源循環」、「生活環境」、「脱炭素」、そして「環境教育」の5分野について、それぞれ基本目標を設定し、環境施策を展開してまいります。

環境問題の克服には、一人ひとりの日常生活における取組の積み重ねが非常に重要になります。本計画を推進する上で、行政だけでなく町民、事業者の皆様との協力や連携が不可欠です。地球環境を守り、開成町の豊かな自然を将来に向けて維持し、継承していくために、今後も環境施策を推進してまいります。皆様には、一層のご理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました開成町環境審議会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民、事業者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

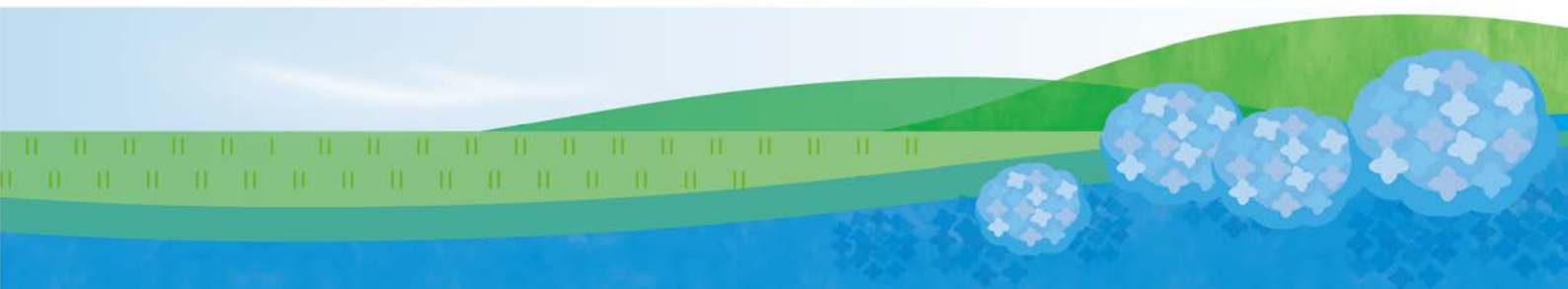
令和7年3月

開成町長 山神 裕



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 環境基本計画（2017～2024）の達成状況	8
第3節 計画の概要	9
第2章 開成町の環境の現状	11
第1節 町の概要	11
第2節 自然環境	14
第3節 資源循環	18
第4節 生活環境	20
第5節 脱炭素	21
第6節 環境教育	25
第7節 町民・事業者の意識	26
第8節 主な環境課題	34
第3章 まちが目指すもの	36
第1節 基本理念と町の将来像	36
第2節 基本目標と数値目標	37
第4章 目標の実現に向けた取組	39
基本目標1 自然と共生するまち	40
基本目標2 資源が循環するまち	42
基本目標3 安全安心に暮らせる環境のまち	44
基本目標4 脱炭素を実現するまち	46
基本目標5 みんなで環境を守るまち	48
第5章 計画の実現に向けて	50
第1節 計画の推進体制	50
第2節 計画の進行管理	51
資料編	52



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1-1 持続可能なまち開成を目指して

●開成町を取り巻く環境問題

私たちのまち開成は、足柄平野の田園地帯の一角を占め、豊かな水に恵まれたお米の産地として知られてきました。経済的な発展が私たちの生活に便利さや豊かさをもたらした一方で、身近な自然の減少などの問題が発生しました。近年では気候変動、生物多様性の損失、プラスチックごみなどによる汚染という地球規模の環境課題に直面しており、本町でも猛暑による健康被害や集中豪雨による自然災害の発生など、気候変動による影響が懸念されています。

私たちは、安全に健康で文化的な生活をする権利を持つとともに、豊かな環境を守り将来の世代に引き継いでいく責任も同時に負っています。そのため、今ある豊かな自然が限りある資源であることを知り、美しい環境を守りながら新たな良好な環境をつくるために行動しなくてはなりません。



●「開成町環境基本計画」の変遷

本町では、持続可能な社会の実現に向け、2000（平成12）年4月に「開成町環境基本条例」を施行しました。また、同条例に基づき2002（平成14）年3月に「開成町環境基本計画2002～2011」、2007（平成19）年3月に「開成町環境基本計画（改定）2002～2011」、2012（平成24）年3月に「開成町環境基本計画2012～2016」を策定し、環境の保全及び創造に関する環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2017（平成29）年3月には、「いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい～水や緑と人とのふれあいを 大切に育もう～」を町の将来像とした「開成町環境基本計画2017-2024」を策定しました。

●「ゼロカーボンシティ」の表明とその実現に向けた取組

2020（令和2）年3月に本町は、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する「ゼロカーボンシティ」を表明し、同年5月には日本初のZEB認証による庁舎（開成町役場）を開庁しました。2024（令和6）年3月には、ゼロカーボンシティを目指した「開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「第2次開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

●社会情勢や環境の変化に対応した新たな計画づくり

本町は人口増加を続けるとともに、国内外でSDGs（持続可能な開発目標）の推進や脱炭素化へ向けた取組、気候変動への緩和や適応など、環境行政を取り巻く状況は大きく変化してきました。そのため、これらの社会情勢や環境の変化に対応した新たな「開成町環境基本計画2025～2032」（以下、本計画という。）を策定します。

開成町の環境行政に関連する動向

2000 (H12)	年 4 月	「開成町環境基本条例」の施行
2002 (H14)	年 3 月	「開成町環境基本計画 2002～2011」の策定
2007 (H19)	年 3 月	「開成町環境基本計画（改定）2002～2011」の策定
2009 (H21)	年 7 月	「開成町きれいなまちをつくる条例」の施行
2012 (H24)	年 3 月	「開成町環境基本計画 2012～2016」の策定
2015 (H27)	年 3 月	あじさい公園に小水力発電設備を設置
2017 (H29)	年 3 月	「開成町環境基本計画 2017～2024」の策定
2018 (H30)	年 3 月	「開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定
2020 (R2)	年 3 月	「ゼロカーボンシティ」の表明
	5 月	日本初の ZEB 認証による庁舎（開成町役場）の開庁
2021 (R3)	年 1 月	ZEB 庁舎の建設で「令和 2 年度かながわ地球環境賞（かながわスマートエネルギー計画部門）」を受賞
	12 月	「日本初の ZEB 認証による庁舎整備事業」が、「令和 3 年度気候変動アクション環境大臣表彰の大賞（最高位）」を受賞
2024 (R6)	年 3 月	「開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定 「第 2 次開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定
2025 (R7)	年 3 月	「開成町環境基本計画 2025～2032」の策定



コラム

「ゼロカーボンシティ」の表明

2020（令和 2）年 3 月に本町は、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する「ゼロカーボンシティ」を表明し、日本初の ZEB 庁舎である役場庁舎を起点に、SDGs の実現に向けた様々な取組を展開しています。具体的には、ゼロカーボンシティへの道のりを示す「開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を 2024（令和 6）年 3 月に策定するとともに、ZEH をはじめとする住宅のエコロジー化への補助、電気自動車や外部給電器の導入への補助、民間の事業者等とゼロカーボンの取組の輪を広げるパートナー関係を構築しています。



コラム

日本初の ZEB 認証による庁舎

開成町役場は、パッシブ技術（建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量の削減）とアクティブ技術（エネルギーの効率的な利用）を組み合わせることで、全国に先駆けて役場庁舎の ZEB 認証を取得しました。水に恵まれた特徴を活かした空調システム、太陽光発電システム、構造を工夫した建設により、2023（令和 5）年度の一次エネルギー消費は 86.5%削減できました。ZEB 庁舎の開庁後、既存住宅のスマートハウス化が進み、住民の行動変容のきっかけのひとつにもなりました。





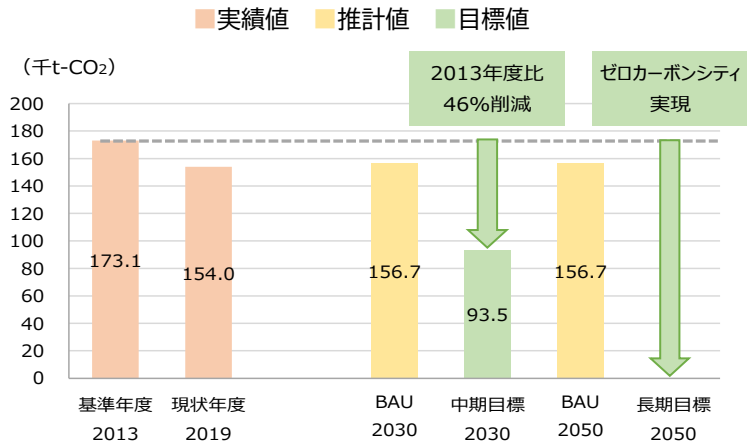
コラム

開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2024（令和6）年3月、町全域から排出される温室効果ガスの削減を目的とした「開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間です。

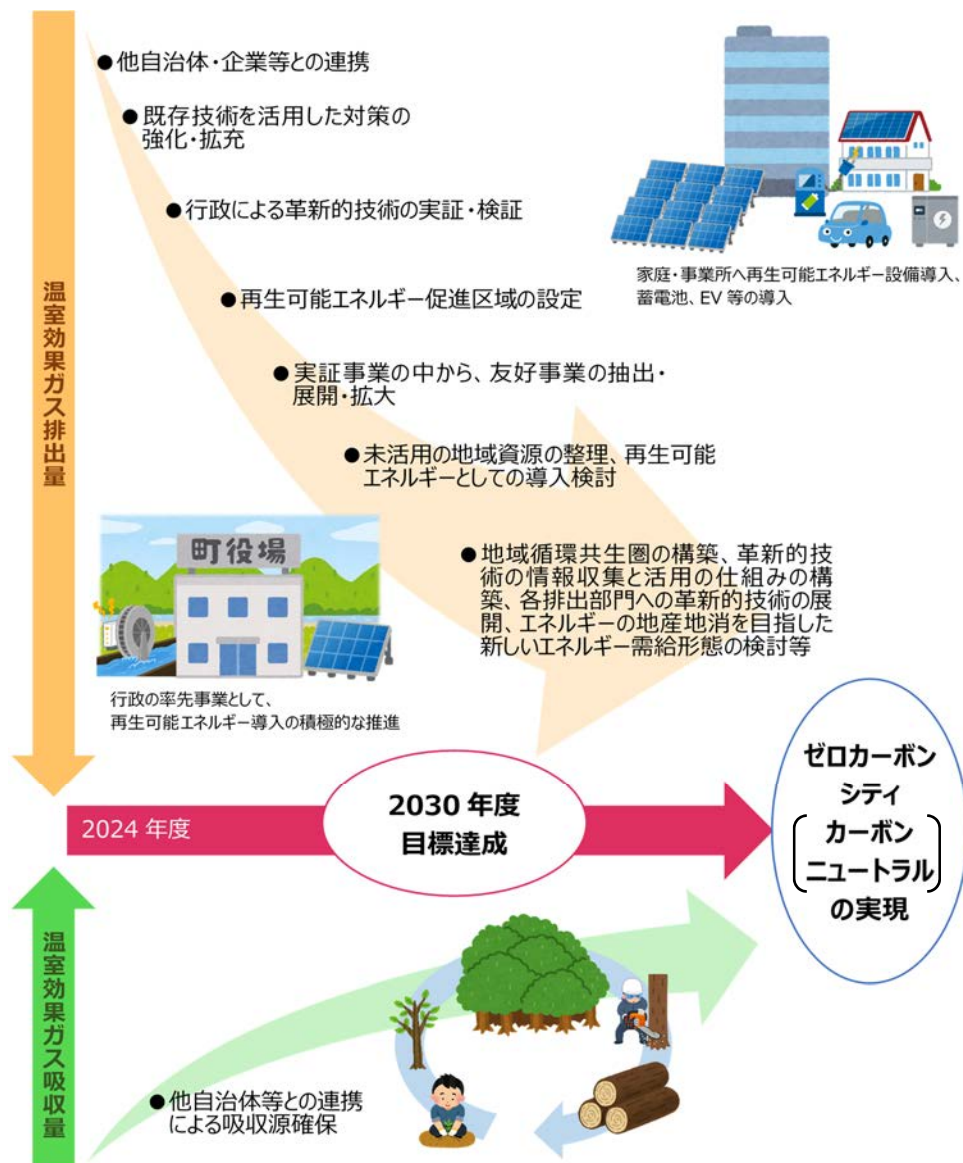
【削減目標】

- ①中期目標：2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を46%削減、さらに50%削減に向けて挑戦
- ②長期目標：2050（令和32）年までにゼロカーボンシティ（カーボンニュートラル）を実現



【脱炭素シナリオ】

温室効果ガス排出量の削減イメージ



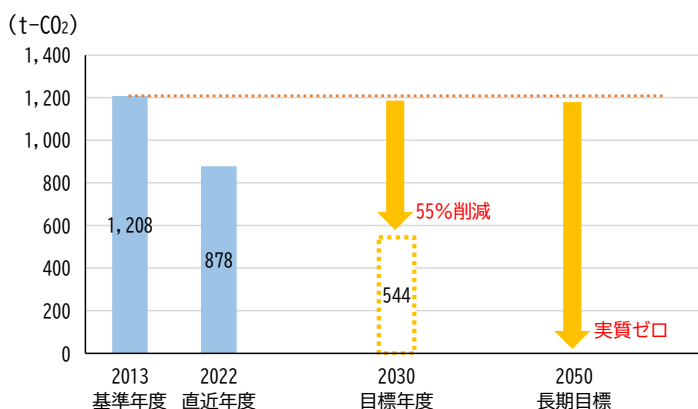


開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2024（令和6）年3月、町の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目的とした「開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定しました。計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間です。

【削減目標】

- ①計画目標：2030（令和12）年度に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で55%削減
- ②長期目標：2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ



温室効果ガス排出量の削減目標

【個別目標】

- ①太陽光発電：設置可能な町有施設の約50%に太陽光発電設備を設置することを目指す
- ②新築建築物：新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とすることを検討する
- ③公用車：代替可能な電動車がいない場合、また用途などの都合から業務に支障がない場合を除き、2030（令和12）年までに電動車の導入（既存車は更新）を推進する
- ④LED照明：既存設備を含め、2030（令和12）年度までに導入割合を100%とする
- ⑤再エネ電力調達：町有施設で調達する電力を、順次、再生可能エネルギー電力に切り替えるものとする
- ⑥廃棄物の4R：町の事務・事業に伴い排出される廃棄物の4Rを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する
- ⑦2050（令和32）年カーボンニュートラルを見据えた取組：町有施設の設備で使用する燃料について、脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な設備については使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討する

【施策の体系】

基本方針	施策
公共施設の脱炭素化の推進	①公共施設の省エネルギー化 ②省エネルギー型機器等の導入 ③建設廃棄物等の発生抑制・再資源化
再生可能エネルギー導入の推進	①太陽光発電設備等の導入 ②蓄電設備の導入 ③再エネ電力の調達
公用車の脱炭素化の推進	①次世代自動車の導入 ②エコドライブ等の推進 ③公用車の適正管理
町職員の環境行動の推進	①省エネルギー行動の実践 ②省資源化の実践 ③ワークライフバランスの確保 ④職員等の意識啓発

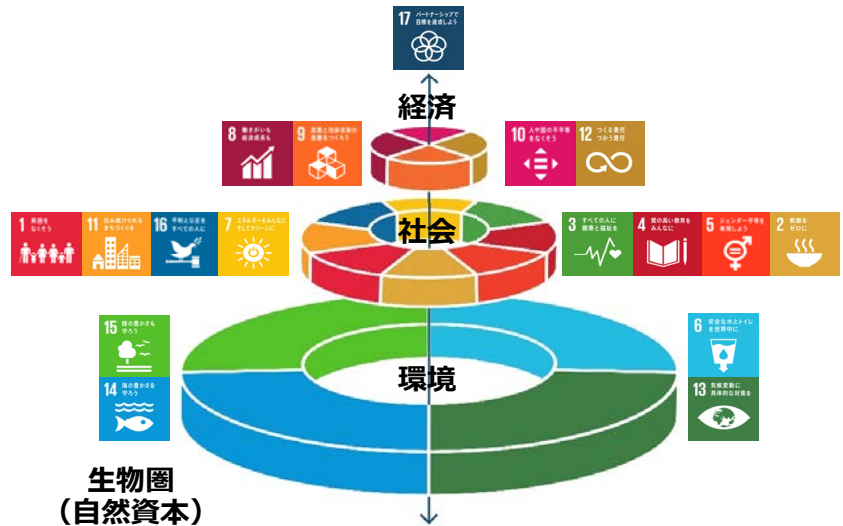
1-2 世界・日本の動向

●持続可能な社会の実現に向けた動向

SDGs は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 2030（令和 12）年までの国際目標であり、経済・社会・環境を統合した取組により、持続可能な社会の実現を目指すとしています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標にもなっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取組が広がっています。

また、2024（令和 6）年 5 月に政府は「第六次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全とそれを通じた“ウェルビーイング／高い生活の質”が実現できる「循環共生型社会」の構築を掲げました。

「ウェディングケーキ」とよばれる SDGs の関係図。生物圏（自然資本）なくして社会や経済が成り立たないことを示しています。



SDGs ウェディングケーキモデル

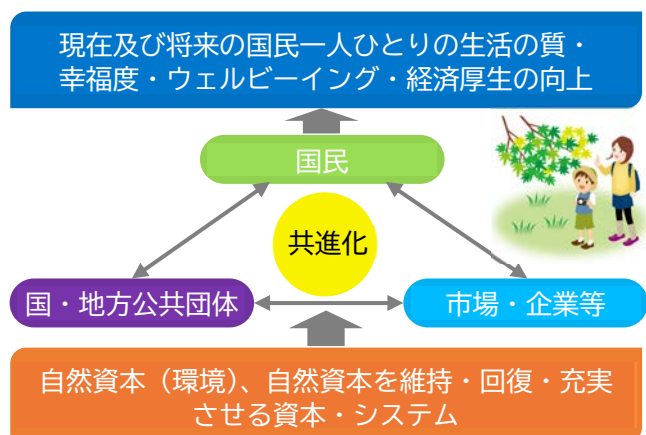
【資料：「SDGs “wedding cake” illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev」を参考に作成】



コラム

ウェルビーイングとは

「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上を最上位の目標としています。そのためには、環境負荷を低減し、自然資本（森林、土壌、水、空気、生物、自然によって形成される資本）を充実させるとともに、国民、政府・地方公共団体、市場・企業等がともに進化（共進化）していくことが重要としています。



共進化によるウェルビーイング実現のイメージ

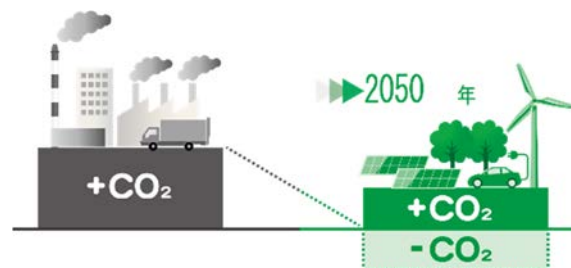
【資料：環境省の図を参考に作成】

●脱炭素社会の実現に向けた動向

気候変動対策の国際的枠組を決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月に発効しました。日本では、パリ協定を受け「地球温暖化対策推進法」が2021（令和3）年3月に改正され、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルの実現が同法の基本理念に明記されました。

また、進行する地球温暖化に対応するため、「気候変動適応法」が2018（平成30）年12月に公布され、同法に基づく「気候変動適応計画」が同年11月に、改訂版が2021（令和3）年10月に閣議決定されました。

さらに、化石燃料ではなくクリーンエネルギーを主軸とする産業構造、社会システムへと変革を図る取組であるGX（グリーン・トランスフォーメーション）が広がりをみせています。2023（令和5）年6月には「GX推進戦略」の策定、GX経済移行債やカーボンプライシングの導入など、脱炭素社会に向けた方法や取組を示した「GX推進法」が施行されました。

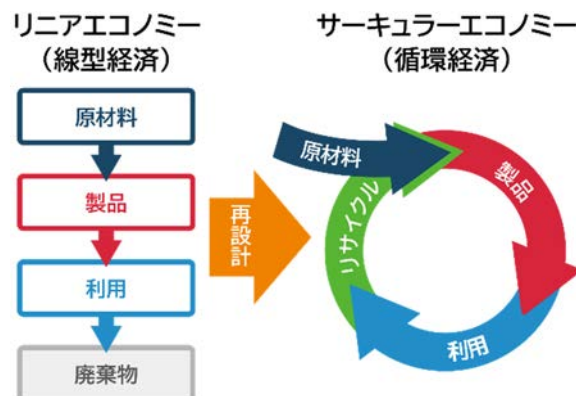


カーボンニュートラルのイメージ

●循環型社会の実現に向けた動向

資源投入量・消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」という考え方が注目されています。

また、循環経済の実現のため、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、2020（令和2）年7月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行などの施策が推進されています。



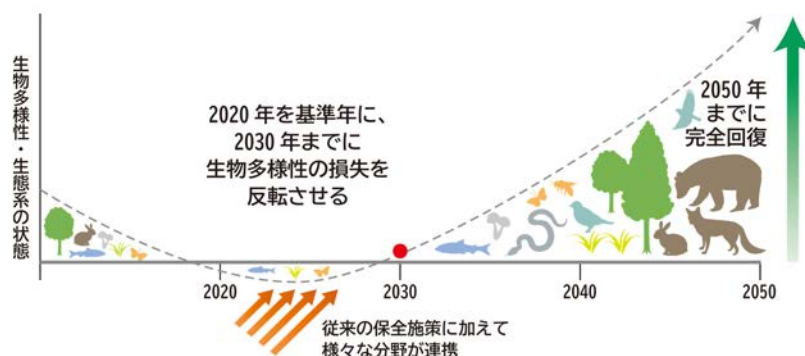
循環経済への移行イメージ

【資料：「A Circular Economy in the Netherland by 2050」（2016）を参考に作成】

●自然共生社会の実現に向けた動向

2022（令和4）年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標を「30by30」とすることなどが盛り込まれました。

これらの動向を踏まえて、国が2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。また、目標の「30by30」達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の推進などを図るため、2023（令和5）年度から「自然共生サイト」の認定を開始しました。



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：www.naturepositive.org を参考に作成】



コラム

30by30・OECM・自然共生サイト

ネイチャーポジティブの実現に向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する目標を「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」といいます。目標達成のためには、保護地域以外のOECMの拡大が必要とされており、今後は本来の自然の力を回復させるような方策を検討していくことが求められています。なお、日本では現在、国立公園などの保護地域＋OECMの割合が陸域20.8%、海域13.3%です。

国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する区域のことをOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）といいます。例えば、企業の森、ビオトープ（例：保育園の園庭・教育施設）、里地里山、水源の森、都市の自然など、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域を国際的に登録し、統治・管理していこうという取組です。

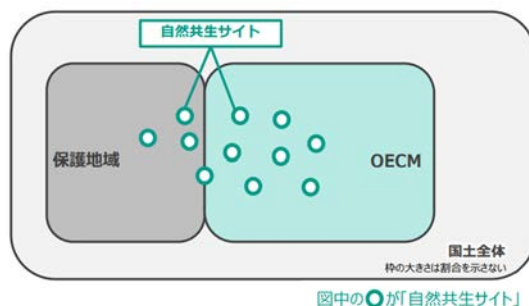
環境省では、「民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する制度を2023（令和5）年度から開始しました。「自然共生サイト」認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域は、OECMとして国際データベースに登録することとしています。



自然共生サイト・パンフレット

【資料：環境省】

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を「**OECM**」として登録。



自然共生サイトとは

【資料：環境省】

1-3 神奈川県の動向

● 「神奈川県環境基本計画」の改定

2024（令和6）年3月に「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本方針とする「神奈川県環境基本計画」が改定されました。また、「神奈川県地球温暖化対策計画」「かながわ生物多様性計画2024-2030」「神奈川県循環型社会づくり計画」などの個別計画についても同時期に改定されました。

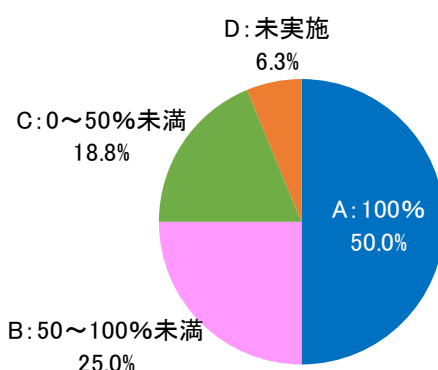
第2節 環境基本計画（2017～2024）の達成状況

「開成町環境基本計画 2017～2024」では、4つの基本目標を実現するため、具体的な16の「達成目標」を設定し、町・町民・事業者が一体となって取り組んできました。ここでは、「開成町環境基本計画 2017～2024」の達成目標の状況について振り返ります。

2-1 達成目標の状況

●目標達成率は50%

2023（令和5）年度の実績値では、最終年度の目標値に対して目標達成率が50%となりました。その要因としては、町から町民や事業者への環境施策に対する働きかけが十分ではなかったことや、社会情勢の変化によるものと考えられます。



達成目標の状況

現状（2023年度）の達成目標の状況

達成目標	基準値 (2015年度)	現状値 (2023年度)	最終目標 (2024年度)	達成 状況
基本目標1：水と緑の保全と創出 ～開成町ならではのうおいとせせらぎを育もう～				
① し尿処理件数を8%減らす	86件	52件	79件	A
② 公園ボランティア登録数を増やす	6団体（人）	26団体（人）	16団体（人）	A
③ あじさいの里親登録数を増やす	34団体	38団体	38団体	A
④ ホタル生息地を創出する	6か所	6か所	8か所	C
基本目標2：生活からの環境負荷軽減 ～環境に負荷をかけない生活を心がけよう～				
⑤ 家庭系ごみ住民1人1日当たりのごみの排出量を5%削減する	707g	624g	672g	A
⑥ ごみの資源化率を40%以上にする	32%	32%	40%以上	B
⑦ 美化活動（かいせいクリーンデーなど）への参加者を5%アップする	9,331人	9,492人	9,800人	B
基本目標3：地球環境との共生 ～次の世代に美しい地球環境を引き継ごう～				
⑧ 騒音等による苦情件数を増加させない	2件	1件	2件	A
⑨ 「COOL CHOICE」やその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者数を増やす	10事業所	24事業所	19事業所	A
⑩ ゼロエネルギーハウス（ZEH）に対する補助を毎年3件以上行う	0件	15件	27件	B
⑪ 自転車の安全な乗り方教室の参加者数を5%増やす	187人	187人	196人	B
基本目標4：行政・企業・住民一体の環境まちづくり ～長い目、広い視野でともに積極的に取り組もう～				
⑫ 環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす	1回	5回	5回	A
⑬ 環境美化推進協議会委員の研修・交流会を増やす	2回	3回	3回	A
⑭ 「町民の自主保全活動」への行政働きかけ件数を増やす	1件/月	1件/月	5件/月	C
⑮ 町民環境調査（水質、廃棄物）や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす	0人	0人	144人	D
⑯ 環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など町が開催する事業への参加者数を増やす	360人	54人	500人	C

注）達成状況：A：100%以上、B：50～100%未満、C：0～50%未満、D：未実施

第3節 計画の概要

3-1 計画の目的

●町・町民・事業者・滞在者の行動指針

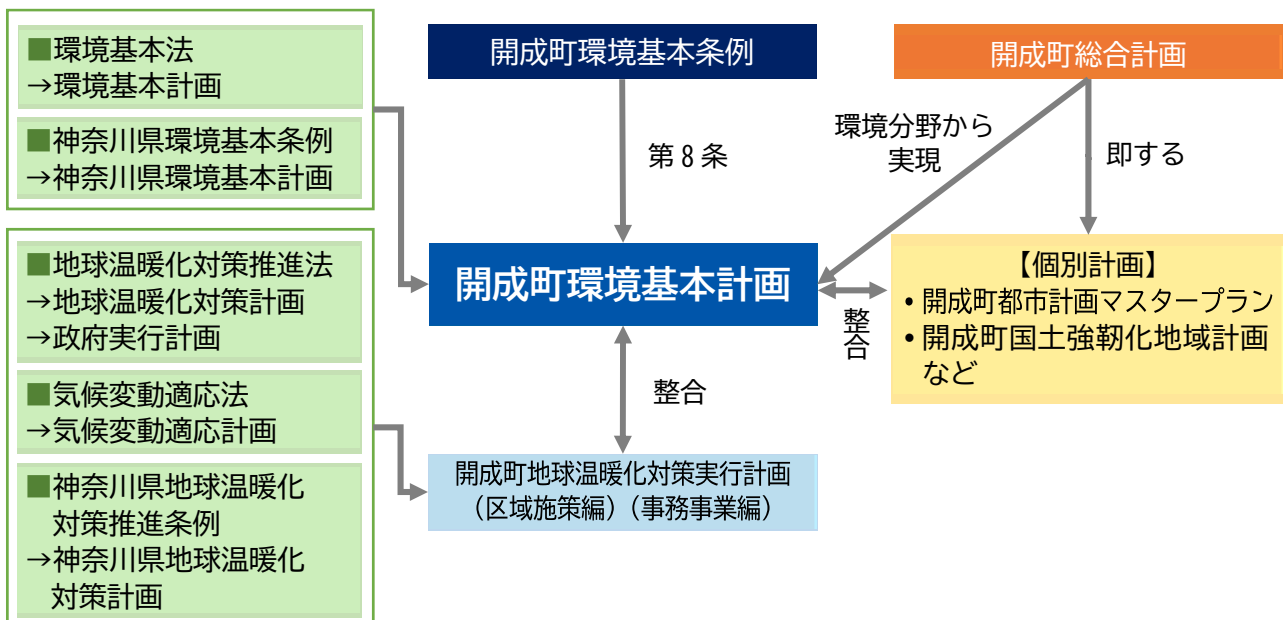
本計画は、町・町民・事業者が各々の立場において、またお互いが連携して様々な取組を実践することにより、持続的に発展することが可能なまちを目指すとともに、地球規模の環境の保全と創造に寄与することを目的としています。

本計画は、環境に関わる長期的な目標、目標の達成に向けた町・町民・事業者の各々の取組を示し、行動指針として活用していただくものです。

3-2 計画の位置づけ

●環境分野の総合計画

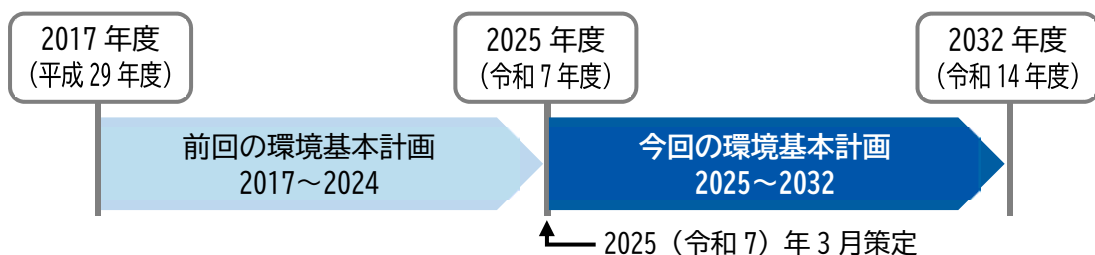
本計画は、開成町における環境行政の基本事項を定めた「開成町環境基本条例」第8条に基づく計画であり、「開成町総合計画」を上位計画とする、環境に関する個別計画です。



3-3 計画の期間

●8年間の計画

本計画の期間は、町の最上位計画である「第六次開成町総合計画」の計画期間と合わせ、2025（令和7）年度から2032（令和14）年度までの8年間とします。計画終了時の目標を設定し、その達成に向け、町・町民・事業者が一体となって具体的な取組を行います。



3-4 計画で扱う範囲

●自然環境・資源循環・生活環境・脱炭素・環境教育を対象とする計画

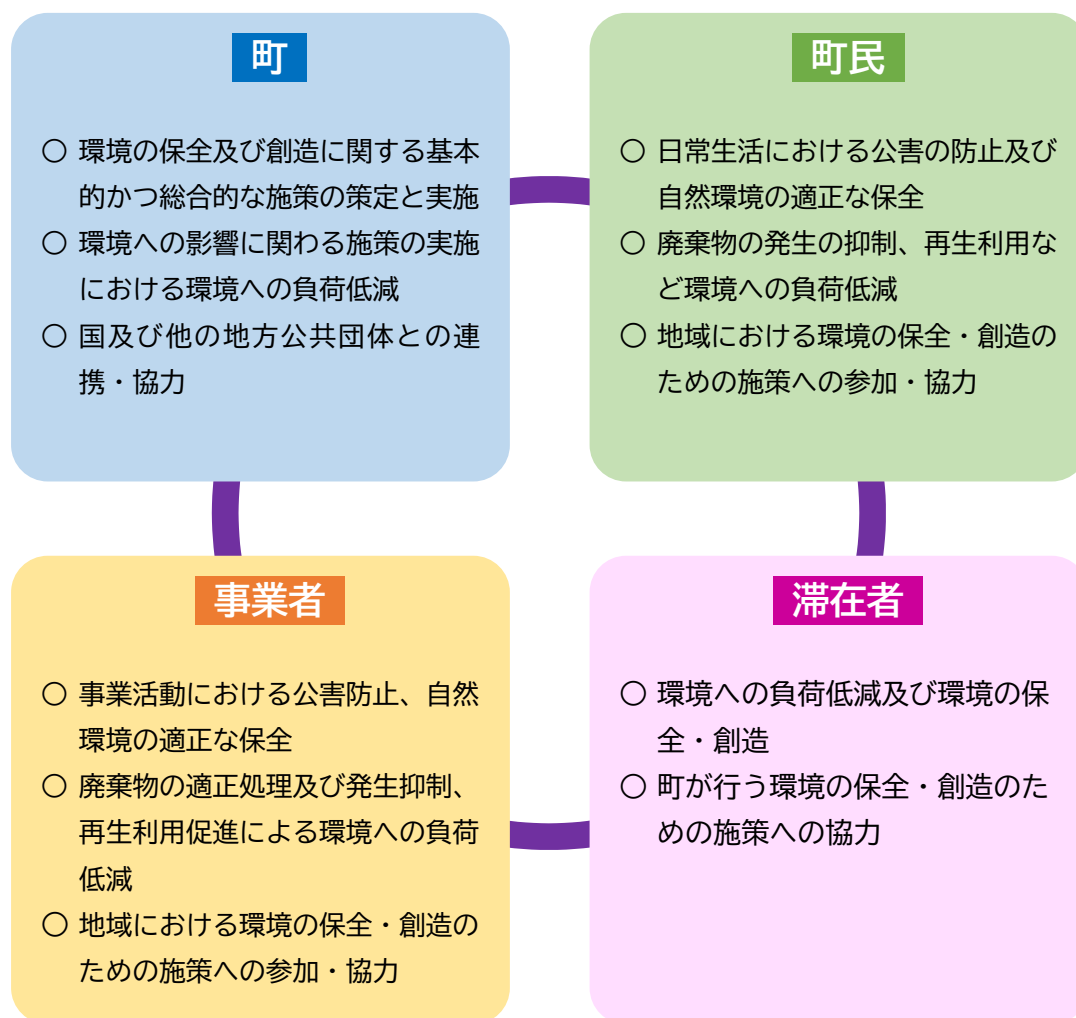
本計画は、原則として町の行政区域全体を対象とします。なお、周辺市町との広域的な連携も視野に入れ、相互に効果の得られる方策を検討します。

また、計画で扱う環境の範囲として、わが町が誇る水や緑、自然の動植物などの「自然環境」、ごみ問題や環境美化などに関する「資源循環」、水質汚濁や大気汚染、公害など安全・安心な暮らしに関する「生活環境」、地球温暖化やエネルギー、気候変動への適応など広い視点での「脱炭素」と、これらの環境を保全するための学習・教育や様々な啓発活動などの「環境教育」とします。

3-5 計画の推進体制

●町・町民・事業者及び滞在者で推進する計画

本計画の推進主体は、「開成町環境基本条例」の第3条～第6条に示された町・町民・事業者・滞在者（旅行者、町に滞在する者）とします。これらの各主体は、条例に規定された責務を果たしていくことが求められています。



計画の推進主体と責務

第2章 開成町の環境の現状

第1節 町の概要

1-1 位置・地形

●県内で最も面積の小さなまち

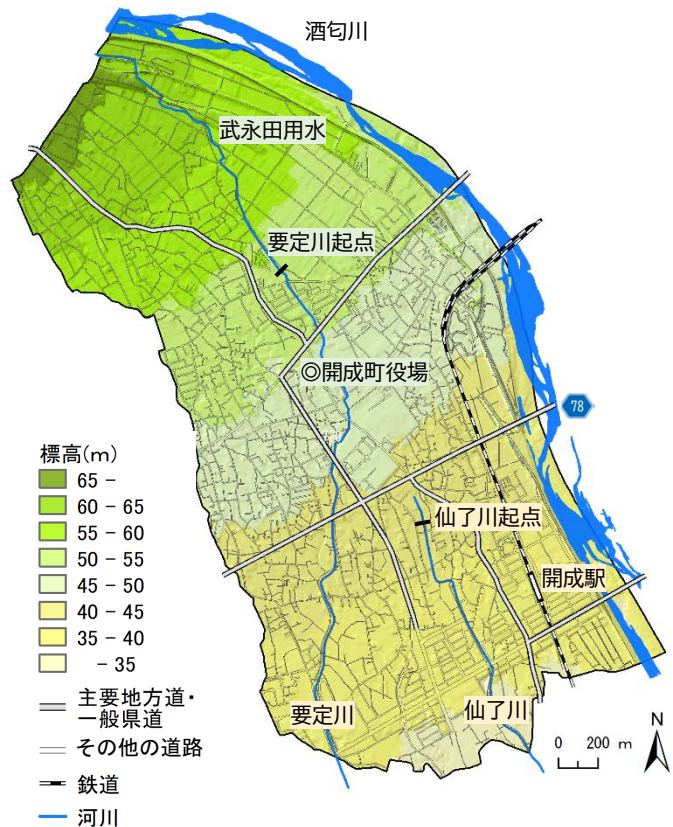
本町は、神奈川県西部の足柄上地区中央部に位置し、東京から70km圏内、横浜からも50kmの距離にあります。

町域は総面積6.55km²であり、県内の市町村のうち、最も面積が小さい自治体です。東は酒匂川、西は箱根外輪山、南は相模湾、北は丹沢山塊を望み、自然に恵まれた平坦地が広がっています。

町南東部には小田急電鉄小田原線の開成駅があります。東西方向に県道78号（御殿場大井）と県道712号（松田停車場）が横断し、南北方向に県道720号（怒田開成小田原）が縦断して、地域の幹線交通を担っています。

●自然と調和した利便性の高いまち

市街化調整区域の多くは農業振興地域に指定され、都市近郊農業地域となっています。また、開成駅周辺をはじめとする市街化区域は広域交流拠点として新市街地の形成が進んでいます。



開成町の概況

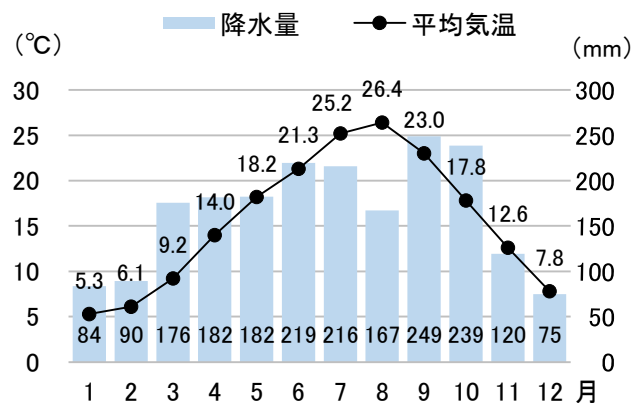
【資料：国土数値情報】

1-2 気象

●温暖な気候のまち

本町の最寄りの気象観測地点であるアメダス小田原観測所のデータによると、平年値である1991（平成3）～2020（令和2）年の年平均気温は15.6℃で、温暖な気候に恵まれた地域です。

また、年間降水量は1,996.5mmであり、特に9～10月及び6～7月の降水量が多くなっています。



平均気温と降水量（1991～2020年）
（アメダス小田原観測所）

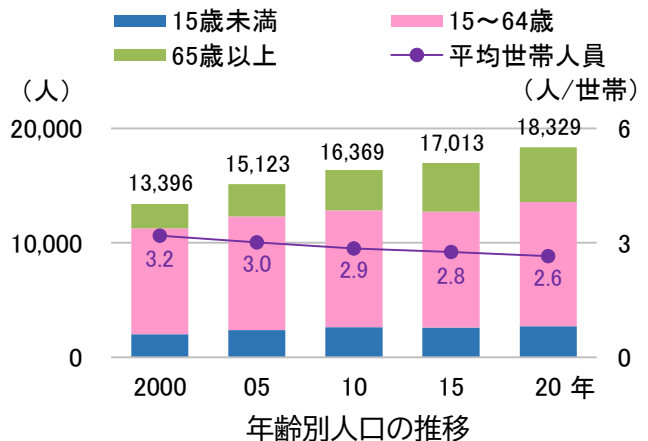
【資料：気象庁】

1-3 人口・世帯数

●県内1位の人口増加率

国勢調査によると、2020（令和2）年10月1日現在の本町の人口は18,329人、世帯数は6,924世帯となっており、ともに増加傾向にあります。人口増加率は、2005（平成17）年調査から2020（令和2）年調査まで県内市町村で1位となっています。また、年齢別人口は65歳以上の割合が増加しており、高齢化が進んでいます。

平均世帯人員は、2000（平成12）年の3.2人/世帯から2020（令和2）年の2.6人/世帯と減少傾向となっており、核家族化が進んでいます。

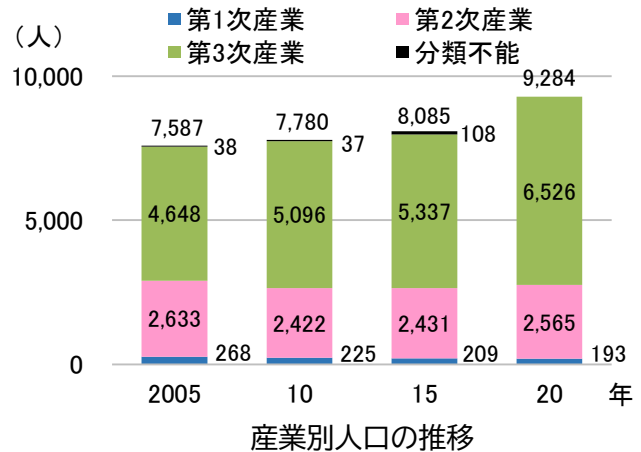


【資料：国勢調査】

1-4 産業

●増加する第3次産業の就業者数

本町の2020（令和2）年の就業者数は9,284人となっており、第1次産業（農林水産業）が2.1%、第2次産業（鉱業・建設業、製造業）が27.6%、第3次産業（サービス業など）が70.3%となっています。第3次産業の就業者数が、増加傾向にあります。



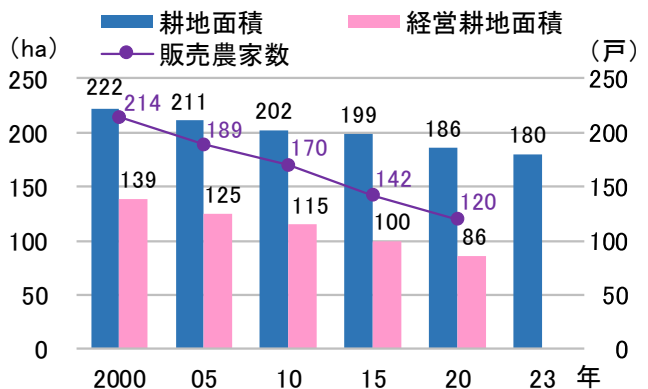
【資料：国勢調査】

●減少する経営耕地面積・販売農家数

2020（令和2）年の耕地面積は186ha、経営耕地面積は86ha、販売農家数は120戸であり、いずれも年々減少しています。

本町では、2011（平成23）年度に「弥一芋リバイバルプロジェクト」を立ち上げ、町由来の里芋「弥一芋（やいちいも）」のブランド化を推進しています。

農家ではない町民の方に農業にふれてもらうために、本町には足柄大橋のやや上流に3か所（九十間裏・九十間裏南・榎下）、下流に1か所（前河原）、円通寺に1か所、合計5か所の「ふれあい農園」があります。

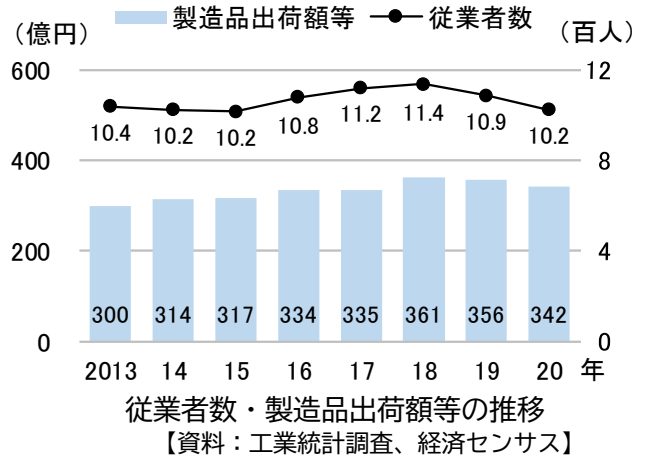


【資料：農林業センサス、作物統計調査】

注) 経営耕地面積とは、農業経営体が経営する耕地の面積。これに対して耕地面積とは、学校、試験場、小規模な農家など農業経営体に該当しない者が保有する耕地も含む面積。

●製造業の工場の立地

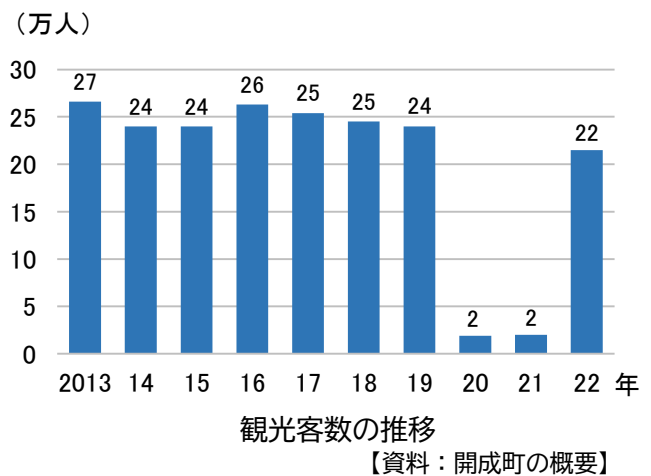
2020（令和2）年の製造品出荷額等（従業者4人以上）は約342億円、従業者数は1,023人となっています。工業用ゴム、家庭紙、ダイカスト製品などの製造業の工場が町内に立地しています。



●年間約22万人の観光客

本町の2022（令和4）年の観光客数は約22万人となっており、日帰りで訪れる観光客がほとんどとなっています。毎年約25万人の観光客が訪れていましたが、2020（令和2）年、2021（令和3）年は新型コロナウイルスの影響により、大きく減少しました。

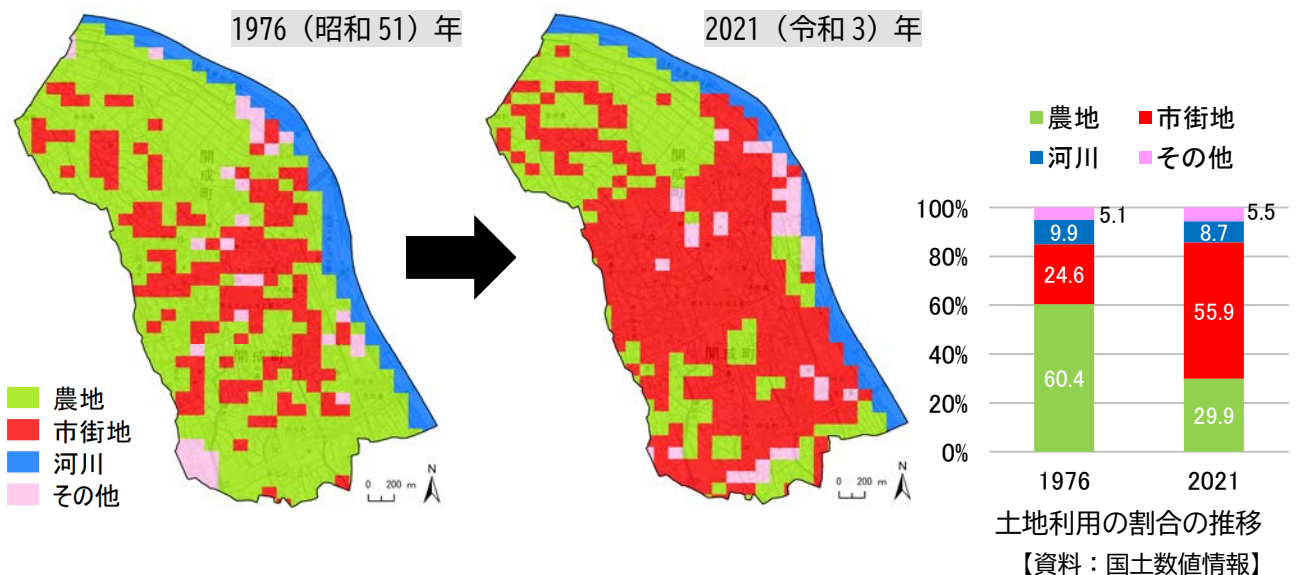
本町には「あしがり郷瀬戸屋敷」や「あじさいの里」などの観光資源があり、「開成町瀬戸屋敷ひなまつり」「開成町あじさいまつり」「開成町納涼まつり」「開成町阿波おどり」などのイベントに多くの観光客が訪れています。



1-5 土地利用

●農地の減少と市街地の増加

国土交通省の「国土数値情報・土地利用細分メッシュデータ」から、1976（昭和51）年と2021（令和3）年の土地利用を比較すると、かつては町全体に分布していた農地（60.4%→29.9%）が減少し、市街地（24.6%→55.9%）に変化していることがわかります。



第2節 自然環境

2-1 農地・公園・森林・河川

●米や野菜の生産が行われている農地

本町の東側を流れる酒匂川は、丹沢山と富士山の東麓に源を発して足柄平野を抜け、相模湾へと流れ込んでおり、周辺地域は水田地帯として発展してきました。農業振興地域に指定されている農地は町の約2割を占めており、米や野菜などの生産の場となっています。かつては町全体に広がっていた農地も、人口の増加に伴い徐々に宅地に転換されており、現在では住宅が多く建ち並ぶようになりました。開成駅を中心とした市街化区域では、宅地開発や企業誘致が進んでおり、さらに都市化が進行しています。



本町では農業委員会と連携して、農地を大切に維持していくため、農地を借りたい人や貸したい人への支援等を行っています。

●大小合わせて 46 の公園緑地等

本町には、「開成駅前公園」や「岡野ふれあい公園」など、大小合わせると46か所の公園緑地等があります。

●森林環境譲与税を活用した木造公共建築物の整備

地球温暖化や自然災害を防ぐための森林整備やその促進を目的に、2024（令和6）年度から森林環境税（国税）が町県民税と合わせて課税されています。納付された森林環境税は、町を通じて国が受け取り、全額が森林環境譲与税として活用されます。2021（令和3）年度は、木造公共建築物の整備等として森林環境譲与税を町立開成南小学校区学童保育所の木造新築に活用しました。

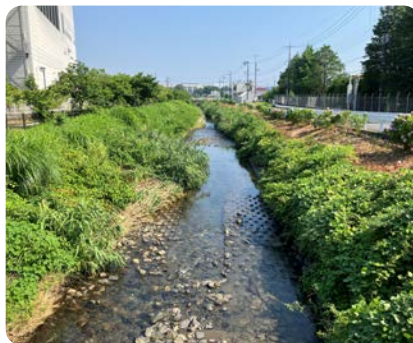
●酒匂川・要定川・仙了川などの河川

本町の東には二級河川の酒匂川が流れています。かつては氾濫を繰り返す暴れ川でしたが、現在は堤防沿いに酒匂川サイクリングコースや開成水辺スポーツ公園が整備され、初夏にはアユ釣りを楽しむ人々で水辺は賑わうなど、身近なレクリエーションの場として人々に親しまれる河川となっています。

また、本町には武永田（ぶえいだ）堰から取水した要定（ようさだ）川、仙了（せんりょう）川の二級河川が北から南へ流れているほか、多数の小さな水路が網の目のように張り巡らされています。



酒匂川



要定川



仙了川

2-2 動植物の概要

「開成町史（自然編）」などの既存資料や 2024（令和 6）年 8～10 月の現地調査によると、本町では農地・河川・市街地・樹林地の環境をすみかとする動植物が多くみられます。

●農地をすみかとする動植物

農地の水田ではアオサギ*、チュウサギ*などの鳥類がみられ、セリ*やヨシ*、戦前の水田でも多くみられたシロバナサクラタデ*、ジュズダマ*、コナギ*などの植物が生育しています。また、農地の草地ではエンマコオロギ*やイネカメムシ*などの昆虫類、カヤネズミなどの哺乳類、水路ではドジョウ*などの魚類、ゲンジボタル、ハイケボタルなどの昆虫類が生息しています。



ジュズダマ



ゲンジボタル

●河川をすみかとする動植物

河川周辺ではツルヨシ*、オニグルミ*、タチヤナギ*、ススキ*、クズ*などの植物が生育し、アユ、アブラハヤ*、カジカなどの魚類、カワセミ、カルガモ、アオサギなどの鳥類が生息しています。また、河原のヤナギにはコクワガタ*、砂礫地にはコニワハシヨウ*などの昆虫類が生息し、流水環境で繁殖するカジカガエルも確認されています。



オニグルミ



カワセミ

●市街地をすみかとする動植物

市街地ではカタバミ*やカントウタンポポなど植物が生育していますが、コセンダングサ*、シナダレスズメガヤ*、セイタカアワダチソウ*などの外来植物が多いのも特徴です。公園ではホシササキ*、チャバネセセリ*、モンキチョウ*、ヤマトシジミ*、外来種のアオマツムシ*やキマダラカメムシ*などの昆虫類が生息しています。



シナダレスズメガヤ



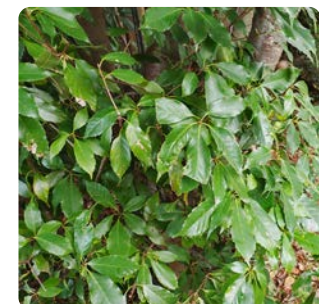
モンキチョウ

●樹林地をすみかとする動植物

樹林地（瀬戸屋敷をはじめとする屋敷林、神社の社そう林、酒匂川沿いのクロマツ*並木、公園の樹林地）では、クスノキ*、イチヨウ*、ケヤキ*、エノキ*、スダジイ*、アラカシ*などの樹木が生育しています。そのほか、町内ではアオダイショウ、シマヘビ、オカダトカゲなどの爬虫類が記録されています。



瀬戸屋敷の屋敷林



アラカシ

注）動植物の種名に*印をつけたものは、現地調査（2024（令和 6）年 8～10 月）で確認されたもの。

2-3 重要種

●草地環境や水辺環境に生息・生育する重要種

本町に生育する植物のうち、絶滅のおそれのある種など含む重要種の多くは、シオン、イヌハギ、カセンソウなど草地環境、イトトリゲモ、イトテンツキ、カワヂシャ、キクモ、ミゾコウジュなど水田などの水辺環境に生育する種です。草地環境や水辺環境の重要種が多いのは、本町の土地利用の特徴を反映したものとなっています。

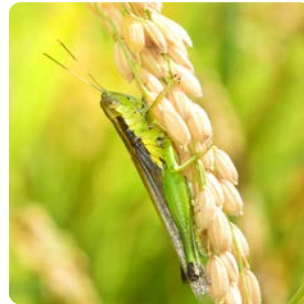
一方、動物の重要種も農地や河川に生息する種が多く、農地ではチュウサギ*、ドジョウ*、アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ハネナガイナゴ*、イネカメムシ*、コオイムシ*、コガムシ*、ハイケボタルなどの種が確認されています。酒匂川ではカヤネズミ、コアジサシ、カジカ、カワラバツタ、ミヤマシジミなどが記録されていますが、ミヤマシジミは神奈川県内では絶滅したとされています。



キクモ



ドジョウ



ハネナガイナゴ



カヤネズミ

注) 動植物の種名に*印をつけたものは、現地調査(2024(令和6)年8~10月)で確認されたもの。

2-4 外来種

●アレチウリ、ガビチョウ、アカボシゴマダラなど特定外来生物の分布

本町は市街地や耕作地が多く、人の活動によって影響を受けやすい環境にあります。このような場所では、競争相手がいないことや、侵入の機会が多いことから、人為的な環境に適応した外来種が数多く生息・生育しています。外来種のなかには、特に地域固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念される特定外来生物に指定されている種も含まれています。

植物ではアレチウリ*、オオカワヂシャ、オオキンケイギクなどの特定外来生物のほか、草地にオオブタクサ*、セイタカアワダチソウ*、セイバンモロコシ*、水辺にアメリカセンダングサ*、コカナダモなどの外来種が確認されています。

動物ではガビチョウ、アカボシゴマダラ*などの特定外来生物のほか、ハクビシン、ハツカネズミ、ドブネズミ、コジュケイ、カワラバト(ドバト)、グッピー、アオマツムシ*、ムシャクロツバメシジミ*などの外来種が確認されています。



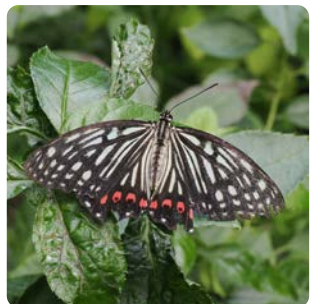
アレチウリ



オオキンケイギク



ガビチョウ



アカボシゴマダラ

注) 動植物の種名に*印をつけたものは、現地調査(2024(令和6)年8~10月)で確認されたもの。

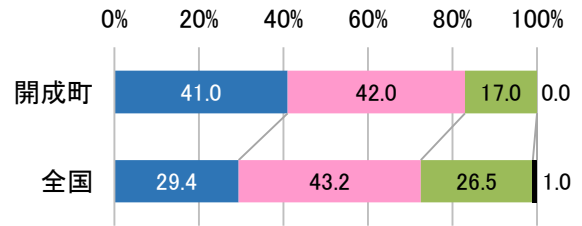
2-5 生物多様性

●全国より高い「生物多様性」の言葉の認知度

「開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024（町民対象）」によると、「生物多様性」の言葉の認知度について、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」（42.0%）、「言葉の意味を知っていた」（41.0%）がほぼ同じ比率でした。

「生物多様性に関する世論調査」（内閣府、2022（令和4）年10月）の結果と比較すると、全国平均よりも開成町のほうが「言葉の意味を知っていた」（+11.6ポイント）の認知度が高い状況でした。

- 言葉の意味を知っていた
- 意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった
- 聞いたこともなかった
- 無回答



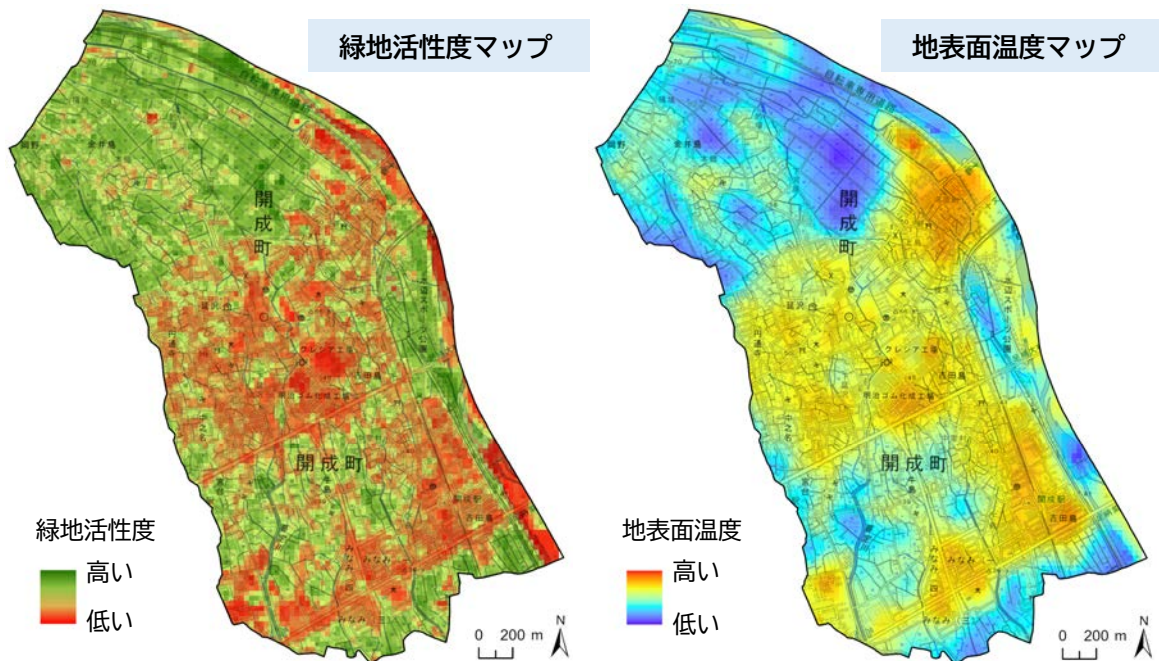
「生物多様性」の言葉の認知度
【資料：開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024、生物多様性に関する世論調査】



コラム

緑地活性度マップと地表面温度マップ

人工衛星画像（Landsat-8、解像度 30m、2024（令和6）年7月29日 10:15 撮影）による解析を行い、本町全域の緑地活性度、地表面温度のマップを作成しました。



緑地活性度は、緑地の活性度を表す指標で、値が高いほど植物体の量が多く、光合成が盛んなことを示します。生物多様性の保全のためには、緑地活性度の高い地点同士をつないでいくことが重要です。

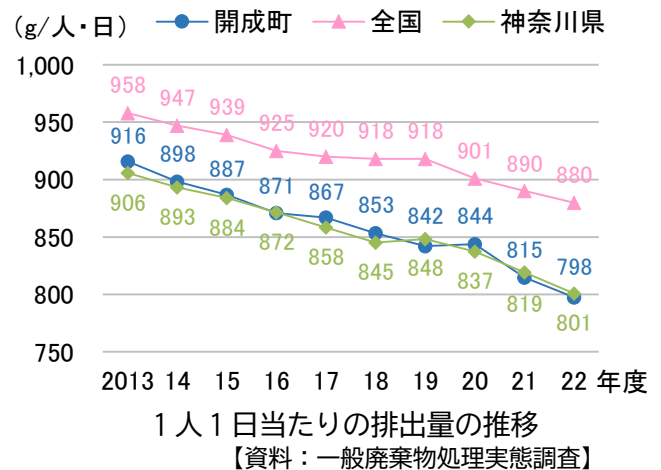
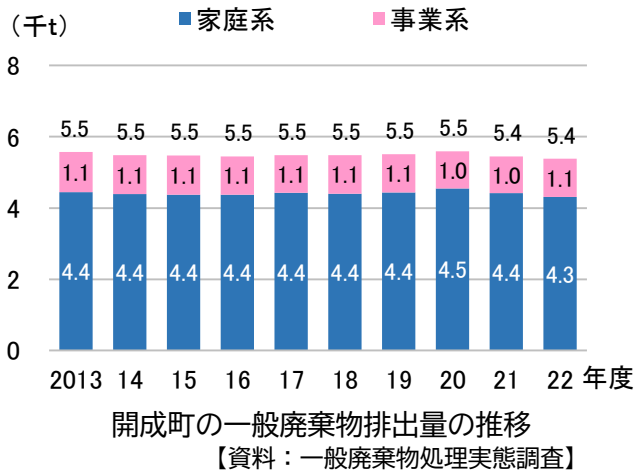
地表面温度が高い地点を赤色、低い地点を青色で示しています。農地や社寺林などが分布している場所の地表面温度は、周辺の市街地より低くなっています。気温上昇を抑えるためには、緑のある環境の保全・創出が重要です。

第3節 資源循環

3-1 廃棄物

●国や県の平均よりも少ない1人1日当たりのごみ排出量

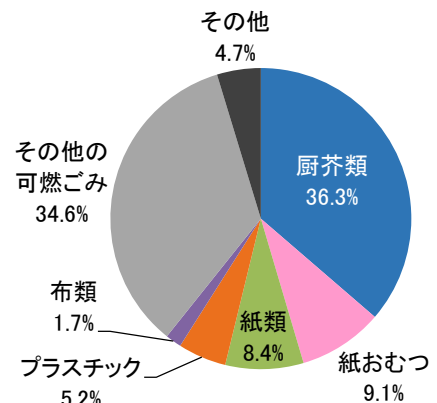
本町ではごみ減量化と資源化のため、1R（リフューズ）+3R（リデュース・リユース・リサイクル）の4Rの取組を推進しています。2022（令和4）年度の一般廃棄物排出量は5,381tであり、家庭系ごみは約8割（4,312t）、事業系ごみは約2割（1,069t）を占めています。1人1日当たりのごみ排出量は798g/人・日であり、国880g/人・日、神奈川県801g/人・日より少なくなっています。



3-2 ごみの分別・ごみ組成

●紙・布類が半分を占めるもえるごみ

本町では、「もえるごみ」「資源ごみ」「プラマークごみ」「もえないごみ」など19種類に分別して、収集を行っています。2021（令和3）年度のもえるごみ成分分析調査の結果は、厨芥類（36.3%）、紙おむつ（9.1%）、紙類（8.4%）、プラスチック（5.2%）の順に多くなっています。これらの厨芥類、紙おむつ、紙類、プラスチックはいずれも分別して再資源化が可能であることから、もえるごみはさらなる減量が可能であることがわかります。



ごみ組成調査結果（2021年度）
（足柄上地域ごみ広域化協議会）
【資料：環境課】

●生ごみや剪定枝の堆肥化

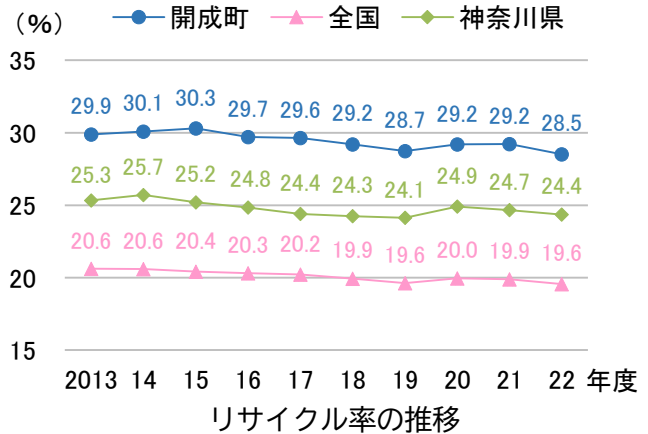
開成町グリーンリサイクルセンターでは、幼稚園・小学校の給食から出る生ごみの一部や回収した剪定枝を堆肥化して販売しています。



3-3 リサイクル

●国や県の平均より高いリサイクル率

本町における 2022（令和 4）年度のリサイクル率は 28.5%で、全国（19.6%）や神奈川県（24.4%）と比較して高くなっています。しかし、ペーパーレス化による紙使用量の減少などにより、リサイクル率は減少傾向にあります。



●リユース・リサイクルの推進

本町では、民間事業者と協定を結び、家庭で不用になったもの、粗大ごみで処分する前に使えるもののリユースに対する啓発を行っています。

また、「開成町消費者の会」と町が協働で廃食油の回収を行い、回収された油はバイオマス燃料に再利用されます。さらに、資源回収を実施する子ども会等の団体を対象に、資源回収奨励金を交付しています。

●プラスチックごみ・食品ロス対策

深刻化するプラスチックごみの問題に取り組むため、共同でプラごみゼロに向け、不断の取組を行う県西地域 2 市 8 町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）「プラごみゼロ共同宣言」を表明しました。

食品ロス対策としては、毎日の食品ロスの登録が簡単にできる無料アプリ「食品ロスダイアリー」活用の促しや、「開成町消費者の会」と町が協働でフードドライブを実施しています。

3-4 ごみの適正処理・環境美化・不法投棄

●足柄西部環境センターでのごみ処理

本町で収集したもえるごみは、山北町内の足柄西部環境センターへ搬入・処理しています。燃焼後の灰は他県に運ばれ、埋立処理されています。なお、足柄上地区 1 市 5 町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）では、ごみ処理体制の合理化効率化を図るためのごみ処理の広域化について協議を進めています。

●「開成町きれいなまちをつくる条例」による環境美化の推進

本町では 2009（平成 21）年 7 月に「開成町きれいなまちをつくる条例」を定め、町・町民・事業者・土地所有者等が一体となって空き缶や吸い殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心を育むなど、清潔で美しいまちづくりへの取組を推進しています。

●町民参加による美化活動の実施

山も森もない本町では、これらがなくからこそ住民の環境意識が非常に高く、道水路や公園などの公共の場を良質な環境で維持するため、全町域を対象に町民参加による美化活動である「かいせいクリーンデー」を年 2 回実施しています。

町民と町が一体となった協働のまちづくりを推進するため、身近な公園や道路の緑地において環境美化活動を行うボランティアの登録制度があります。

第4節 生活環境

4-1 水環境

●良好な河川・地下水の水質

本町は網目のように水路が張り巡らされており、この水路を良質な状態に保つよう、町内河川の実態を把握するため、水質検査を毎年2回（7、12月）実施しています。生物化学的酸素要求量（BOD）は、環境基準の数値内の結果を継続しています。

本町ではかつて、全域にゲンジボタルが分布し、ニホンメダカをはじめとする多様な魚を身近な水路で多くみられましたが、ホタルや魚の生息地が減少しています。

本町の水道水は地下80mほどの深い層を流れる深層地下水を汲み上げ、地下水のみを水源とした良質な水です。

●公共下水道や合併処理浄化槽による処理

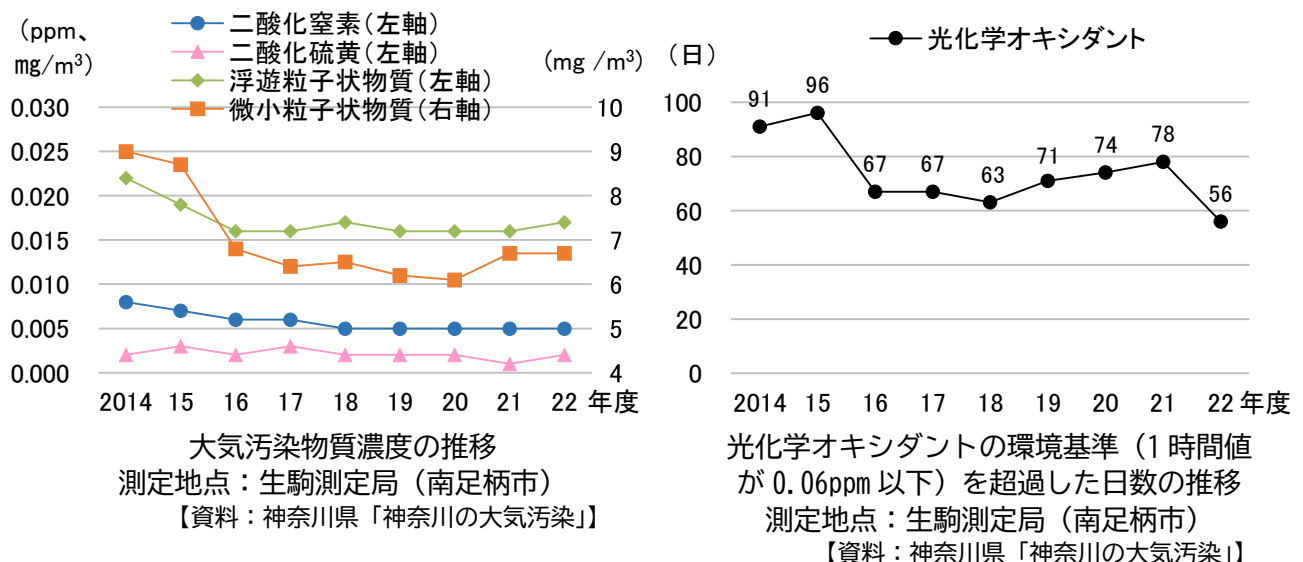
生活排水が未処理のまま河川や用水路などへ放流されると、悪臭の原因や米の品質にも影響を及ぼします。そのため本町では、公共下水道の整備を推進しています。

生活排水処理率は年々向上しており、2023（令和5）年度の汚水処理人口普及率は88.2%となっています。

4-2 大気環境

●環境基準を達成している大気環境（生駒測定局）

大気環境について、最寄りの生駒測定局（南足柄市）のデータをみると、近年の二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）の測定値は、継続して環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントは環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成していません。



4-3 公害苦情

●大気・騒音振動・悪臭などの公害苦情

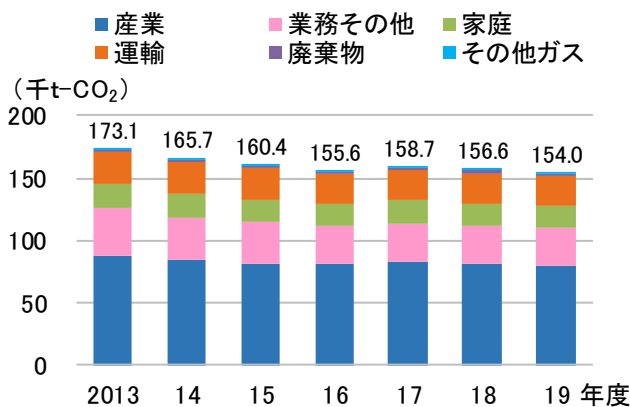
騒音振動や悪臭などは日常生活との関係が深く、事業所や建設現場の作業、飲食店、日常生活により生じるものなど、その発生源は様々です。そういった産業活動による公害の発生を防止するため、神奈川県と連携し、町内の工場や事業所への指導を行っています。

第5節 脱炭素

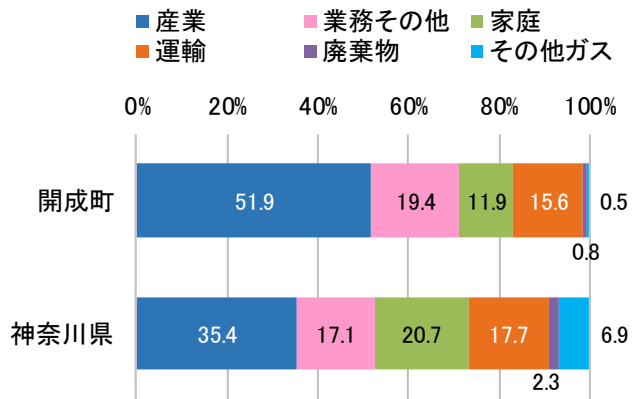
5-1 温室効果ガス排出量・ゼロカーボンシティ表明

●2013年度比で11%減少している温室効果ガス排出量

本町の2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は154.0千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比で11.0.%減少しています。2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は産業部門（51.9.%）が最も多く、次いで業務その他部門（19.4%）、運輸部門（15.6%）、家庭部門（11.9%）の順となっています。神奈川県（エネルギー転換部門を除いた場合）と比較すると、本町は産業部門の割合が大きく、家庭部門の割合が小さいことが特徴です。



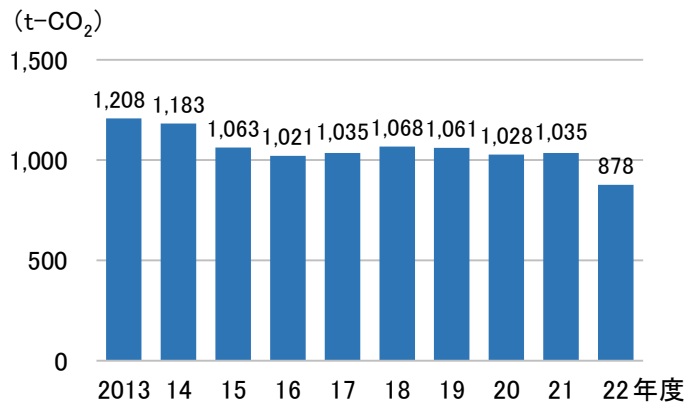
温室効果ガス排出量の推移
【資料：開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



温室効果ガス排出量の内訳（2019年度）
（エネルギー転換部門を除いた場合）
【資料：開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

●事務事業での温室効果ガス排出量が2013年度比で27.4%減少

本町の2022（令和4）年度における事務事業での温室効果ガス排出量は877.6t-CO₂であり、2013（平成25）年度比27.4%減少となっています。



温室効果ガス排出量の推移
【資料：開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

●ゼロカーボンシティの表明・民間事業者との協定締結

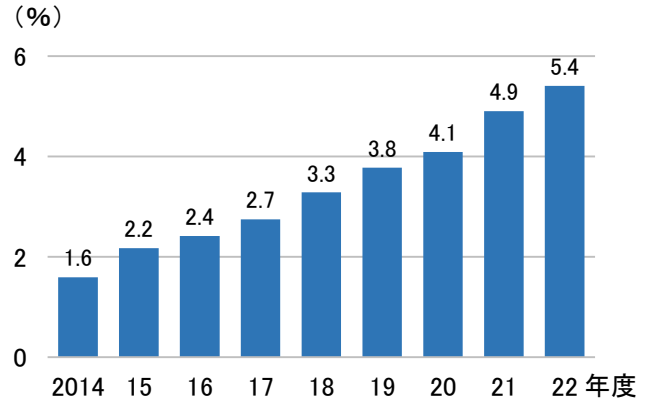
本町は2020（令和2）年3月、町議会において「ゼロカーボンシティ」を表明しました。2050（令和32）年までのゼロカーボンシティ創成のための取組を加速化させるため、町では脱炭素の取組の輪をともに広げるパートナーとして、民間事業者等と「開成町ゼロカーボンシティ創成パートナー企業協定」を締結しています。



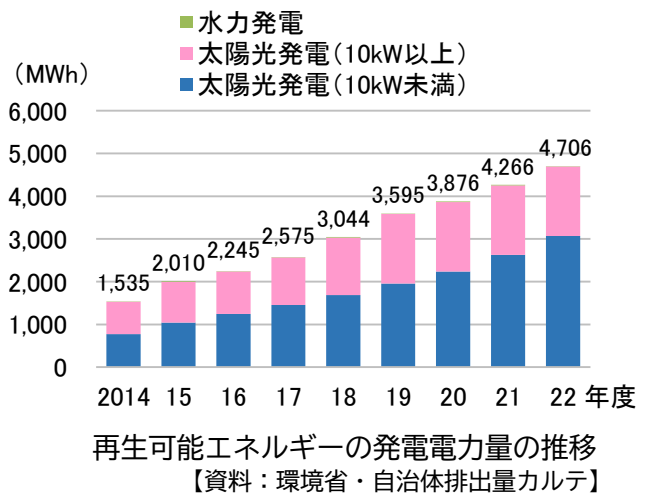
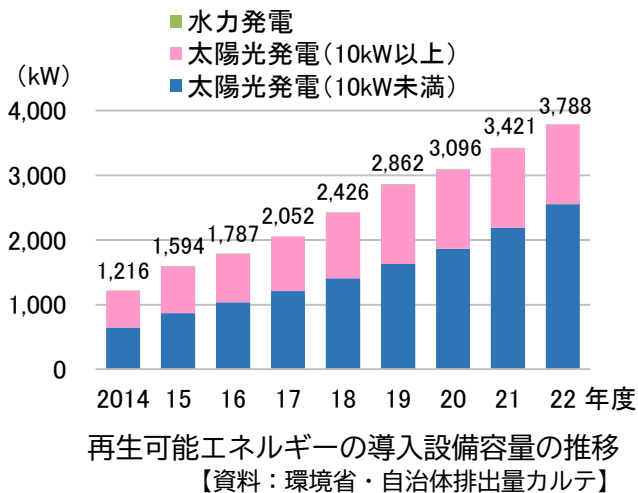
5-2 再生可能エネルギー・省エネルギー

●再生可能エネルギーの導入割合は5.4%

環境省の「自治体排出量カルテ」によると、2022（令和4）年度の本町の再生可能エネルギーの導入状況は、導入設備容量が3,788kW、発電電力量が4,706MWhであり、太陽光発電が近年増加傾向にあります。また、本町における総電力使用量に占める再生可能エネルギーの導入割合は5.4%となっており、県平均（4.3%）よりも高くなっています。



総電力使用量に占める
再生可能エネルギーの導入割合
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】



●充実したゼロカーボンに関する補助金

本町では、2022（令和4）年度から「開成町ゼロカーボンシティ創成補助金」に環境省の「重点対策加速化補助金」を組み合わせ、全国の市町村で初めてゼロカーボンにかかる国の補助金と町の補助金を合算して交付できるようにしました。その種類はゼロエネルギーハウス等導入補助金、既存住宅スマートハウス化補助金、ソーラーカーポート導入補助金、電気自動車等導入補助金があります。

また、2023（令和5）年度より町内中小企業向けの再エネ導入補助及び利子補給を開始しました。

●日本初の ZEB 認証による庁舎の開庁

2020（令和2）年5月に日本初のZEB（ゼロエネルギービルディング）認証による庁舎に建て替えをしました。なお、庁舎整備やゼロカーボンシティ創成補助制度などを含めた取組が評価され、「令和3年度気候変動アクション環境大臣表彰の大賞（最高位）」を受賞しました。

●農業用水路への水力発電の導入

本町では再生可能エネルギーの普及啓発の取組として、2014（平成26）年度にあじさい公園に小水力発電設備を設置しました。発電した電気は、隣接するあじさい公園の公園灯に使用し、残りは売電しています。

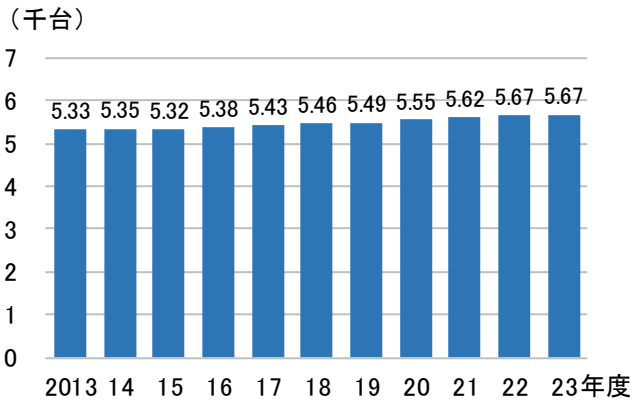
5-3 交通

●増加する自動車保有台数と開成駅の利用者数

本町の 2023（令和 5）年度の自動車保有台数は 5,674 台であり、増加傾向となっています。

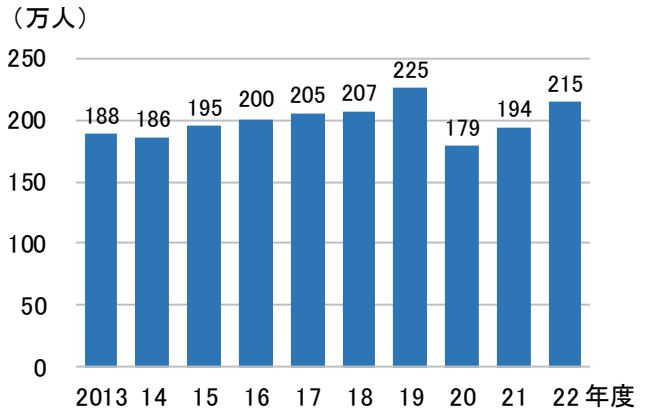
鉄道は小田急電鉄小田原線の開成駅があります。2019（平成 31）年 3 月から急行列車が停車するようになってからは利用者が増加しましたが、2020（令和 2）～2021（令和 3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しました。

また、路線バスは箱根登山バス株式会社が運行しています。



自動車保有台数の推移

【資料：関東運輸局】



開成駅の乗車人員の推移

（小田急電鉄小田原線）

【資料：神奈川県勢要覧】

●自転車のまち

本町は国土交通省による「自転車利用環境整備のためのモデル都市」に選定され、2000（平成 12）年に「自転車利用環境整備モデル事業基本計画」を策定し、2005（平成 17）年には自転車のまちづくり「サイクルシティ宣言」をしています。

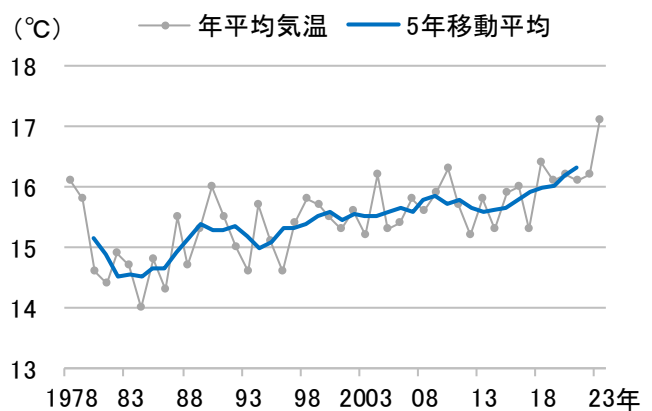
移動手段として自動車への依存が高くなっているため、町域が平坦である特性を活かし、日常的な交通手段として地球にも健康にもやさしい自転車の利用を促進しています。

5-4 気候変動

●年平均気温が上昇

気象庁のデータによると、過去 100 年間に世界の年平均気温は 0.76℃、日本の年平均気温は 1.35℃上昇しています。特に 1990（平成 2）年代以降、高温となる年が多くなっています。

小田原地域気象観測所の年平均気温も年々上昇傾向にあります。



年平均気温の経年変化

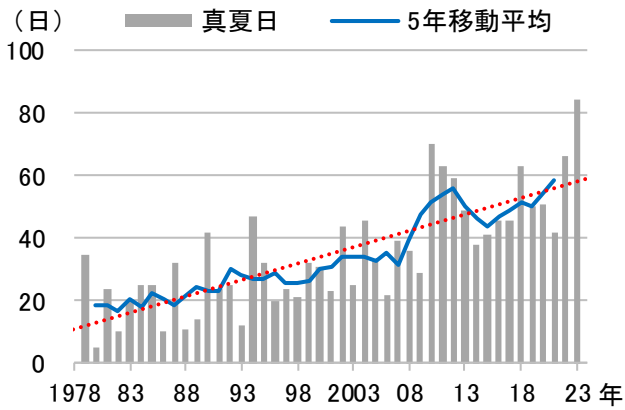
（小田原地域気象観測所）

【資料：気象庁】

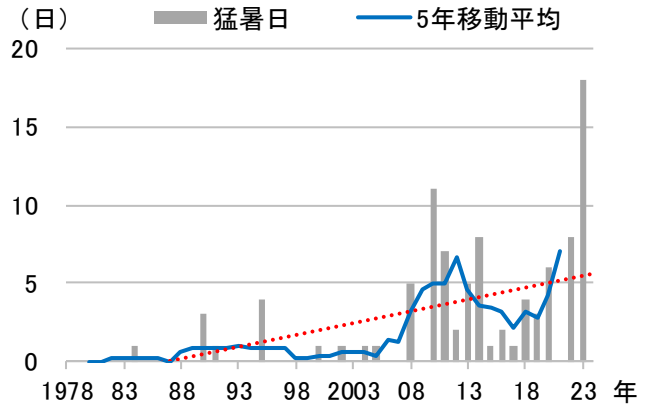


●真夏日、猛暑日、熱帯夜の年間日数が増加

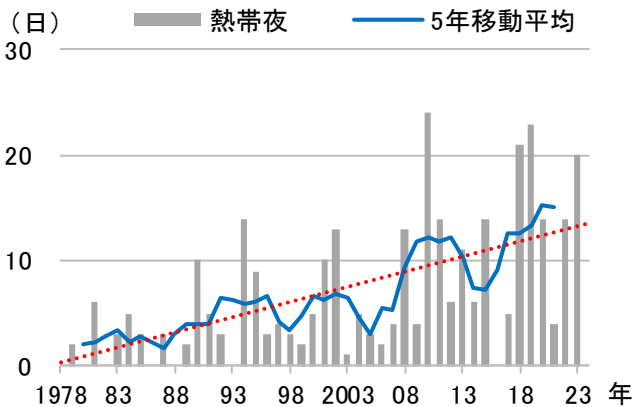
本町の真夏日（最高気温が 30℃以上）、猛暑日（最高気温が 35℃以上）、熱帯夜（最低気温が 25℃以上）の年間日数は増加傾向であり、冬日（最低気温が 0℃未満）の年間日数は横ばい傾向となっています。神奈川県内では高温障害による米、野菜の品質低下などの影響がみられ、本町でも同様の事象が既に発生しているおそれがあります。



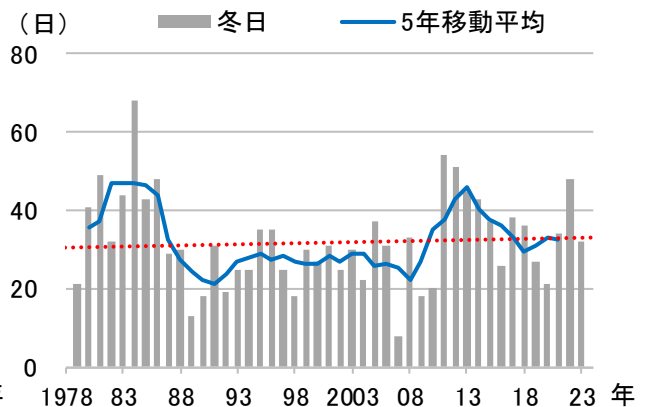
【真夏日：最高気温が 30℃以上の日】



【猛暑日：最高気温が 35℃以上の日】



【熱帯夜：最低気温が 25℃以上の日】



【冬日：最低気温が 0℃未満の日】

真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日（アメダス小田原観測所）

【資料：気象庁】

●クーリングシェルトアの開放など気候変動適応策の推進

本町は環境省が設置した気候変動適応関東広域協議会の熱中症対策分科会に協力し、2023（令和 5）～2024（令和 6）年度の 2 年間、開成水辺スポーツ公園で暑さ指数（WBGT）がリアルタイムで表示されるモニターを用いた暑さの可視化の試行事業を実施しました。

さらに、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、暑さをしのげる施設「クーリングシェルトア」として、開成町民センター、開成町福祉会館、開成水辺スポーツ公園管理棟を開放することとしています。

第6節 環境教育

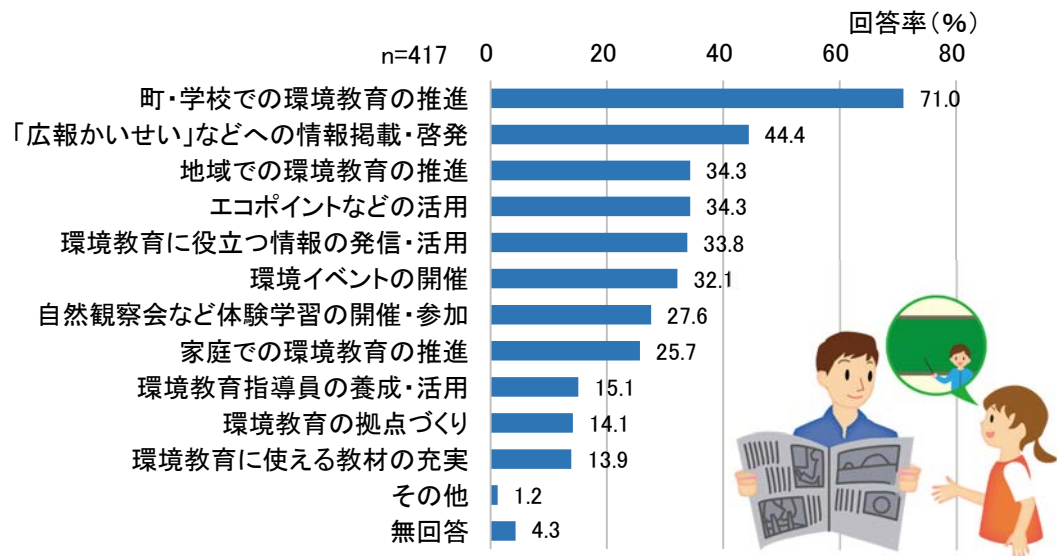
6-1 環境教育・環境保全活動・環境情報

●子どもや家庭を対象とした環境教育・環境学習の推進

本町では、学校の総合的な学習の時間や各教科のなかで環境教育を推進しているほか、町民を対象とした環境に関する学習会、見学会や自然体験会などを開催しています。

「開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024（町民対象）」によると、重要だと思う環境教育・環境保全活動の施策として、「町・学校での環境教育の推進」（71.0%）、「「広報かいせい」などへの情報掲載・啓発」（44.4%）、「地域での環境教育の推進」（34.3%）、「エコポイントなどの活用」（34.3%）、「環境教育に役立つ情報の発信・活用」（33.8%）、「環境イベントの開催」（32.1%）、「自然観察会など体験学習の開催・参加」（27.6%）、「家庭での環境教育の推進」（25.7%）、「環境教育指導員の養成・活用」（15.1%）、「環境教育の拠点づくり」（14.1%）、「環境教育に使える教材の充実」（13.9%）などが多くなっています。

本町では、町のホームページや「広報かいせい」により、環境情報の提供を行っています。



重要だと思う環境教育・環境保全活動の施策

【資料：開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024】

環境教育・環境保全活動の事例

名称	内容
学校での環境教育	総合的な学習の時間や各教科のなかで環境教育を推進しています。
花壇の植栽	小田急電鉄（株）と協働して、吉田島高校で育てられたパンジーとビオラを幼稚園児と一緒に開成駅前の花壇に植えています。
米栽培体験学習塾	開成町の田んぼで田植え体験をして、小学生とその保護者に開成町の農業への関心や理解を深めてもらうことを目的とした「開成町米栽培体験学習塾」を実施しています。
デコ活	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進しています。
あじさい里親制度	あじさいの里を「子ども」に見立て、町民のみなさんに親代わりになっていただき、わが子へ注ぐ愛情と同様な愛情であじさいの里の管理をお願いする「里親制度」を導入しています。
心洗組（しんせんぐみ）	中学校の生徒会では、学校や町内の清掃を行うボランティア活動を「心洗組（しんせんぐみ）」と名づけて実施しています。
ジュニアチャレンジスクール	住民の学習ニーズに合わせた様々な分野の講座メニューがあり、環境分野についても講座を開催しています。

第7節 町民・事業者の意識

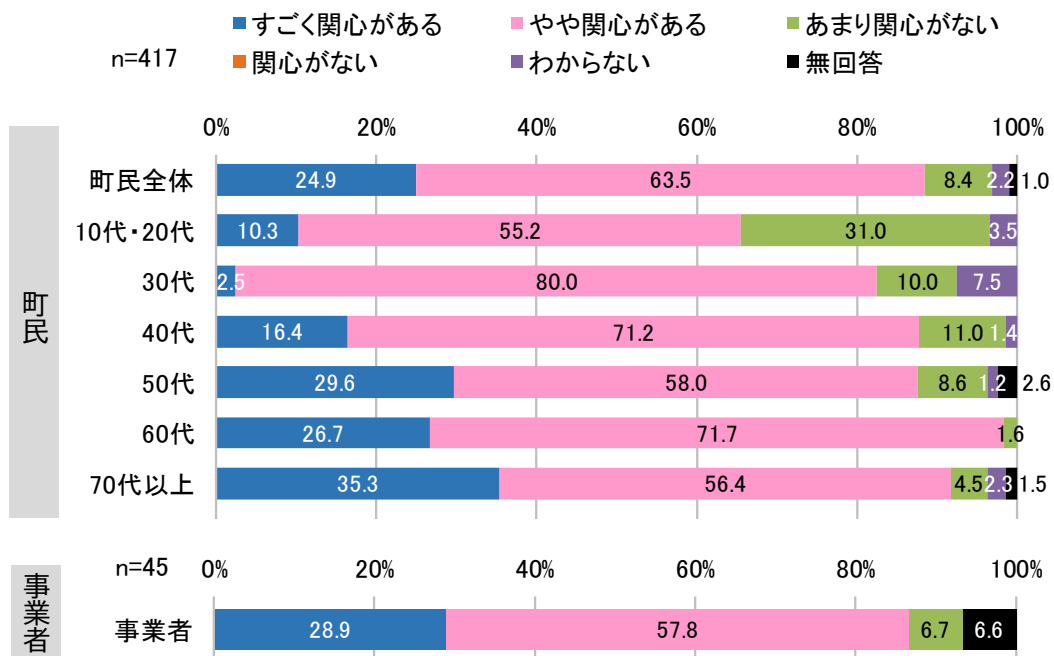
2024（令和6）年度に町民（1,000人：回答率41.7%）・事業者（100事業所：回答率45.0%）を対象とした「開成町環境基本計画に関するアンケート調査2024」を実施し、町民・事業者の意識について把握しました。

7-1 環境に対する関心度

●町民・事業者ともに環境に対する高い関心度

環境に対する関心度について、「やや関心がある」（町民63.5%、事業者57.8%）が最も多く、「すごく関心がある」（町民24.9%、事業者28.9%）を合わせて、町民・事業者ともに約90%が環境に対して「関心がある」と回答しました。

町民の年齢別では、年齢が上がると関心度が高くなる傾向にありますが、「10代・20代」は「あまり関心がない」（31.0%）の割合が多いのが特徴です。

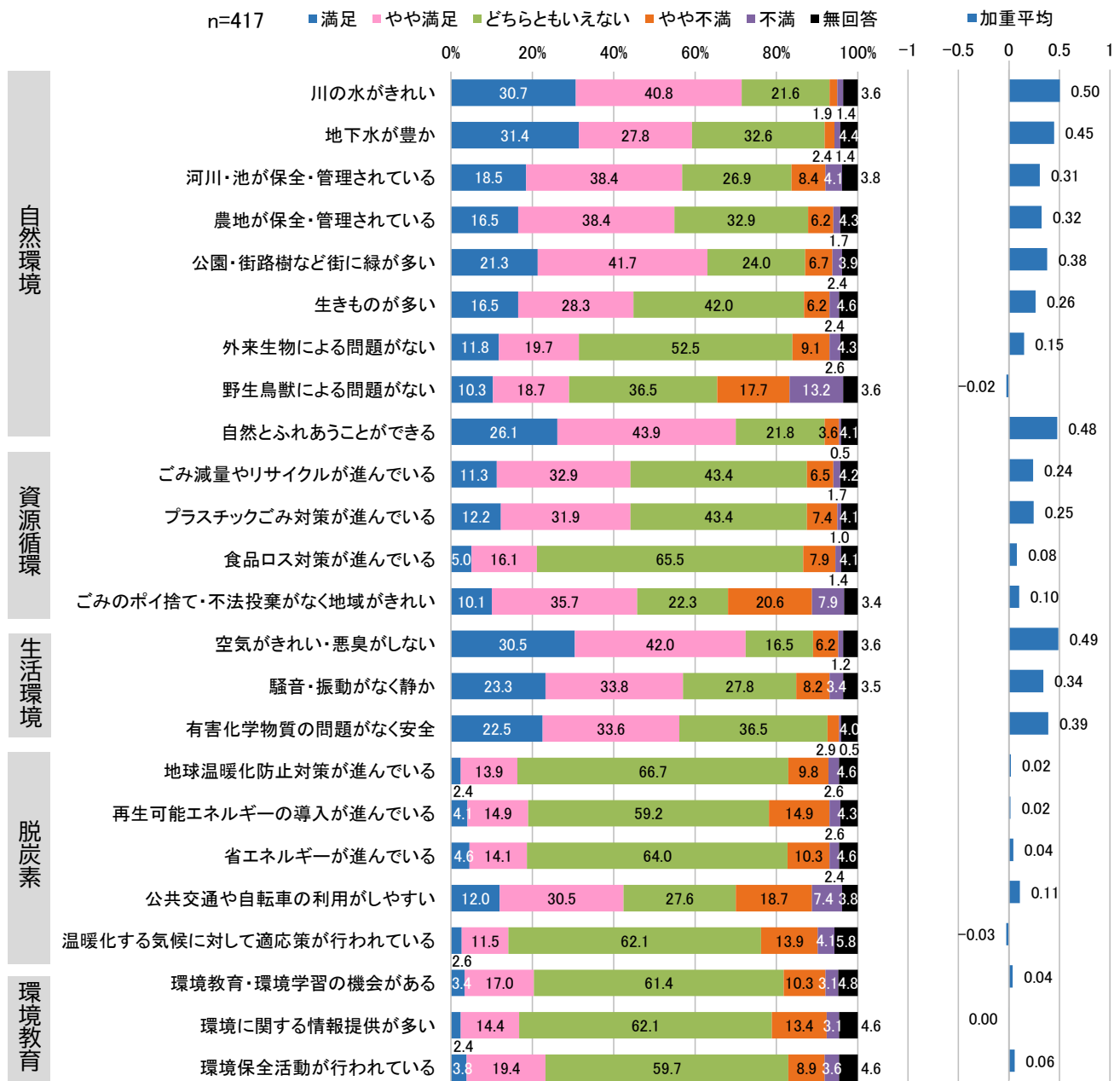


7-2 環境に対する満足度【町民】

●自然環境や生活環境などで高い満足度

環境に対する満足度が高いものは、「川の水がきれい」【0.50】、「空気がきれい・悪臭がしない」【0.49】、「自然とふれあうことができる」【0.48】など、環境に対する満足度が低いものは、「温暖化する気候に対して適応していくための対策が行われている」【-0.03】、「野生鳥獣による問題がない」【-0.02】、「環境に関する情報提供が多い」【0.00】などでした。自然環境や生活環境などで満足度が高い一方で、脱炭素や環境教育の満足度はやや低くなっています。

※【加重平均】：数値が高くなるほど満足度が高い。



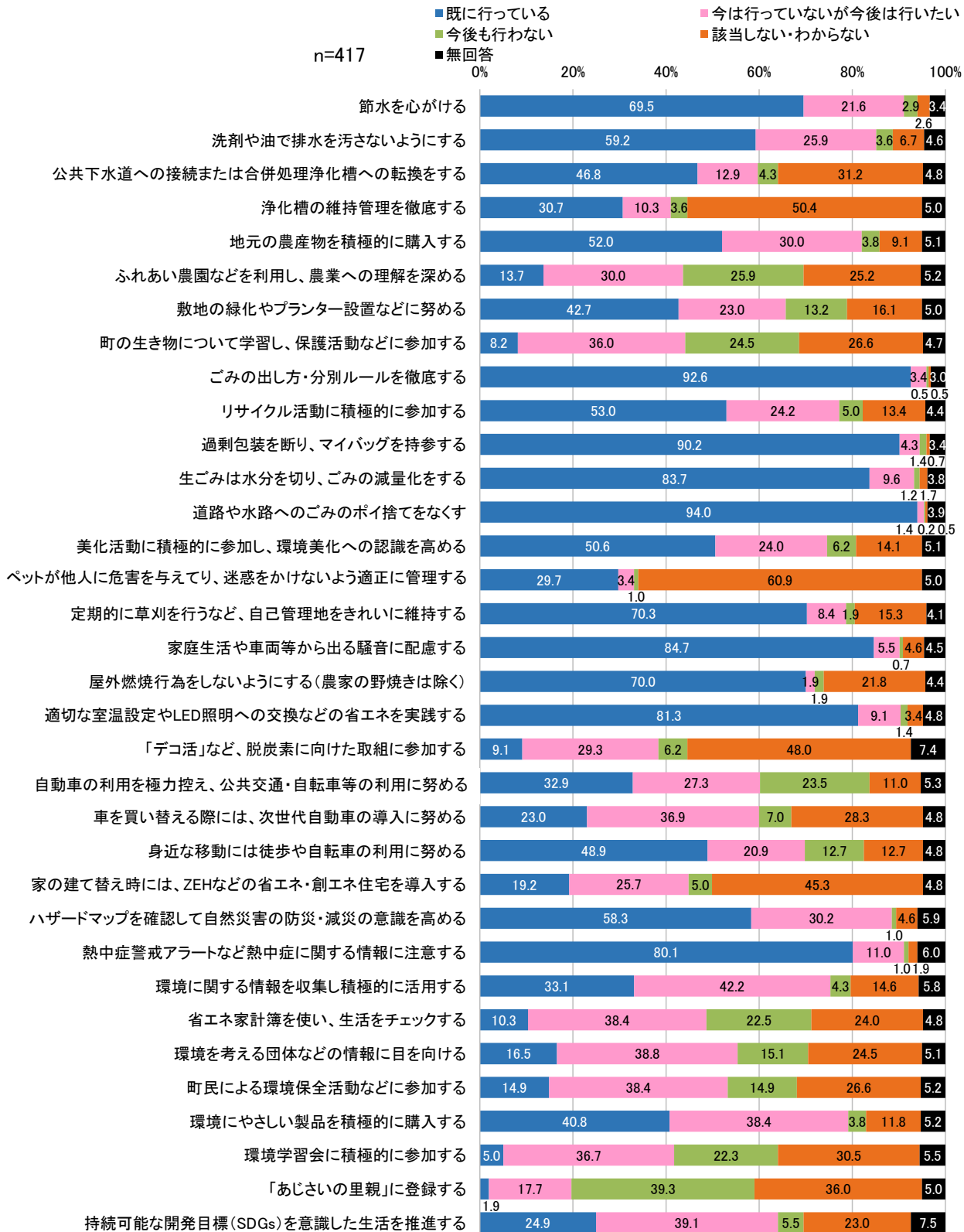
注)「加重平均」は、選択肢によって点数の重み付けをして平均した数値である。

加重平均＝{ (「満足」●人×1) + (「やや満足」●人×0.5) + (「やや不満」●人×(-0.5)) + (「不満」●人×(-1)) + (「どちらともいえない」●人×0) } ÷ 回答者数●人 (総数－無回答者数)

7-3 町民の取組状況【町民】

●今後実施したいものとして環境情報、SDGs、環境保全団体などに関する取組

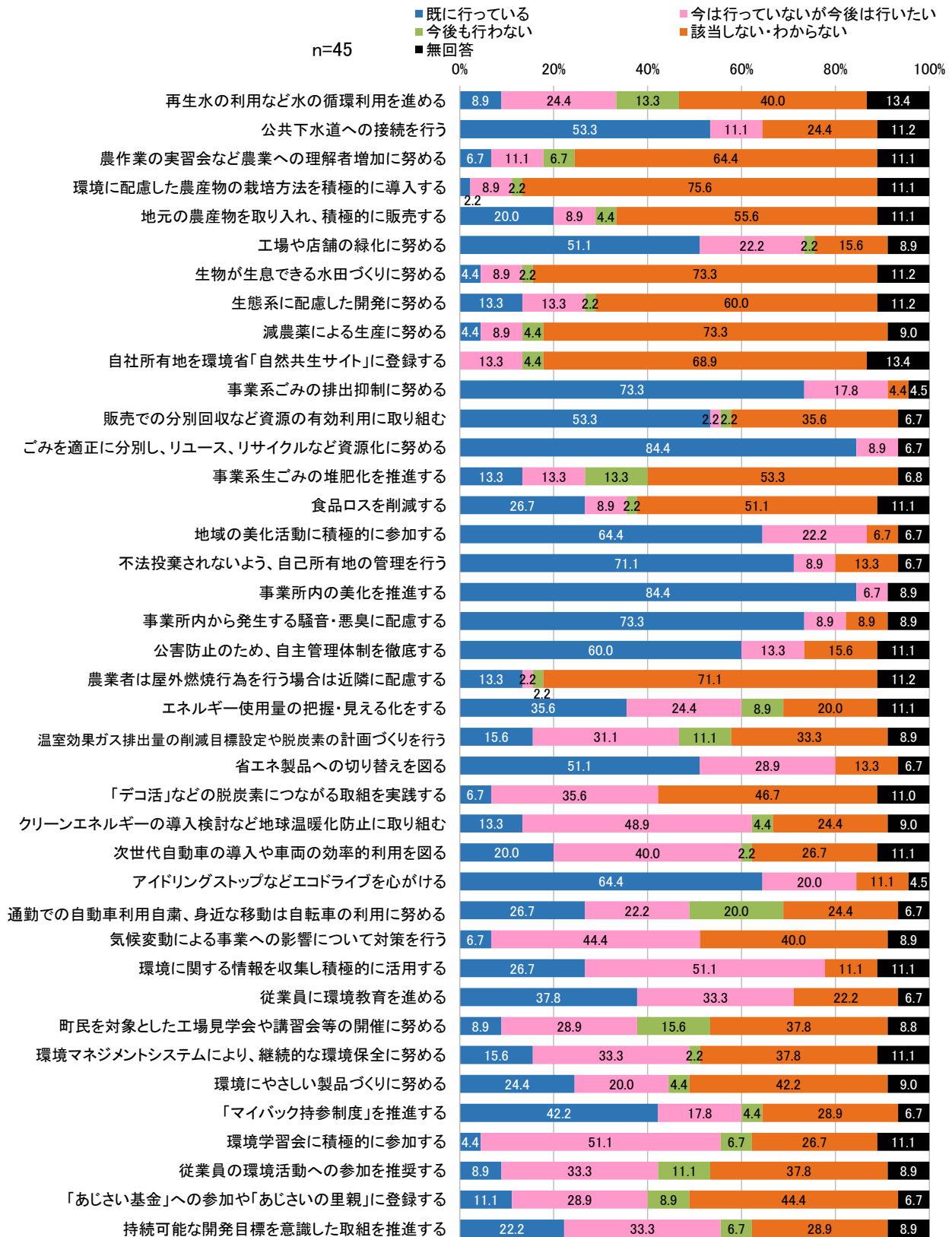
町民の取組として、今は行っていないが今後は行いたいものは、「環境に関する情報を収集し積極的に活用する」(42.2%)、「持続可能な開発目標（SDGs）を意識した生活を推進する」(39.1%)、「環境を考える団体などの情報に目を向ける」(38.8%) などが多くあげられました。



7-4 事業者の取組状況【事業者】

●今後実施したいものとして環境情報、環境教育、地球温暖化などに関する取組

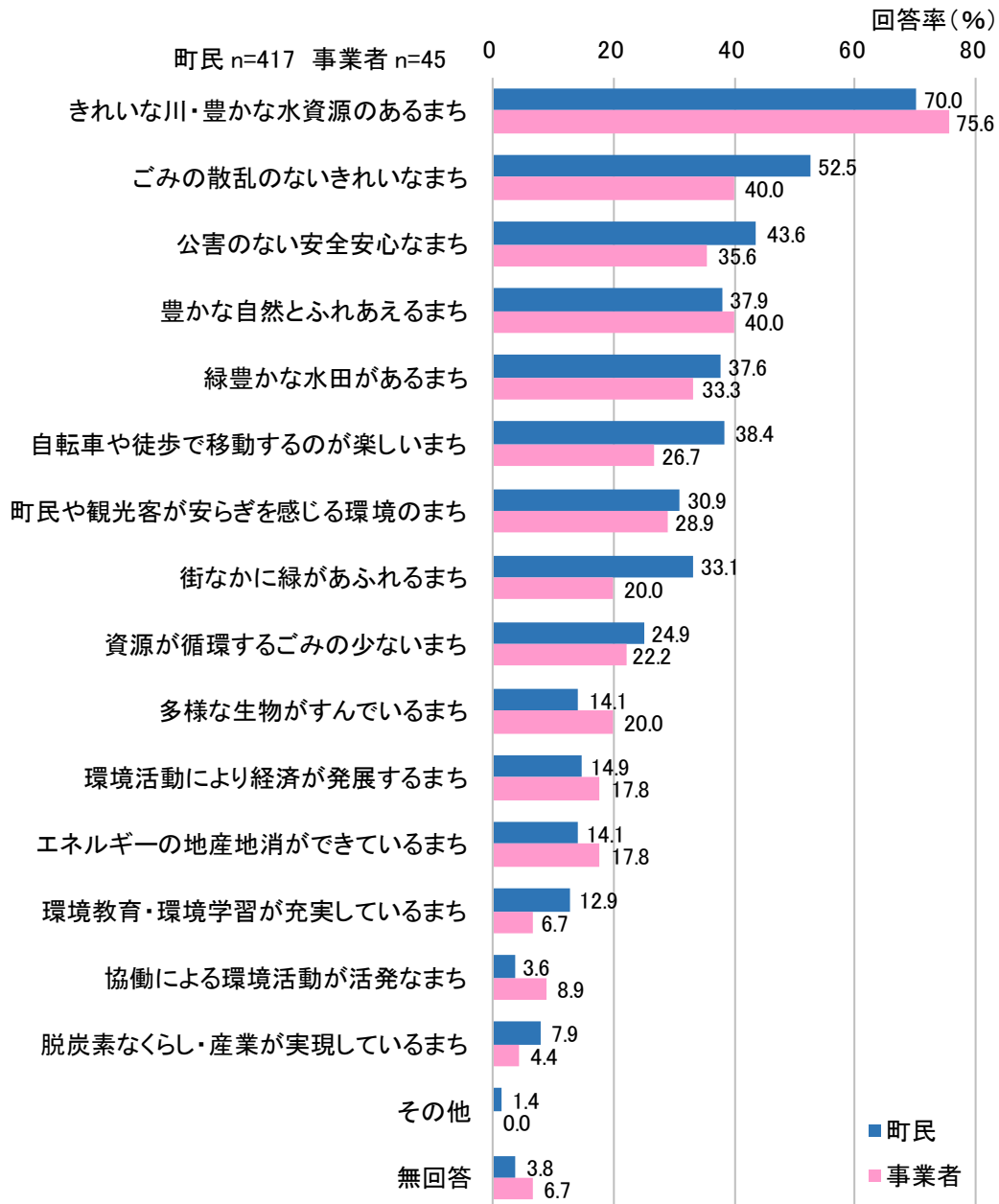
事業者の取組として、今は行っていないが今後は行いたいものは「環境に関する情報を収集し積極的に活用する」「環境学習会に積極的に参加する」(51.1%)、「クリーンエネルギーの導入検討など地球温暖化防止に取り組む」(48.9%)などが多くあげられました。



7-5 開成町の将来イメージ【町民・事業者】

●町民・事業者ともに町の将来イメージは「きれいな川・豊かな水資源のあるまち」

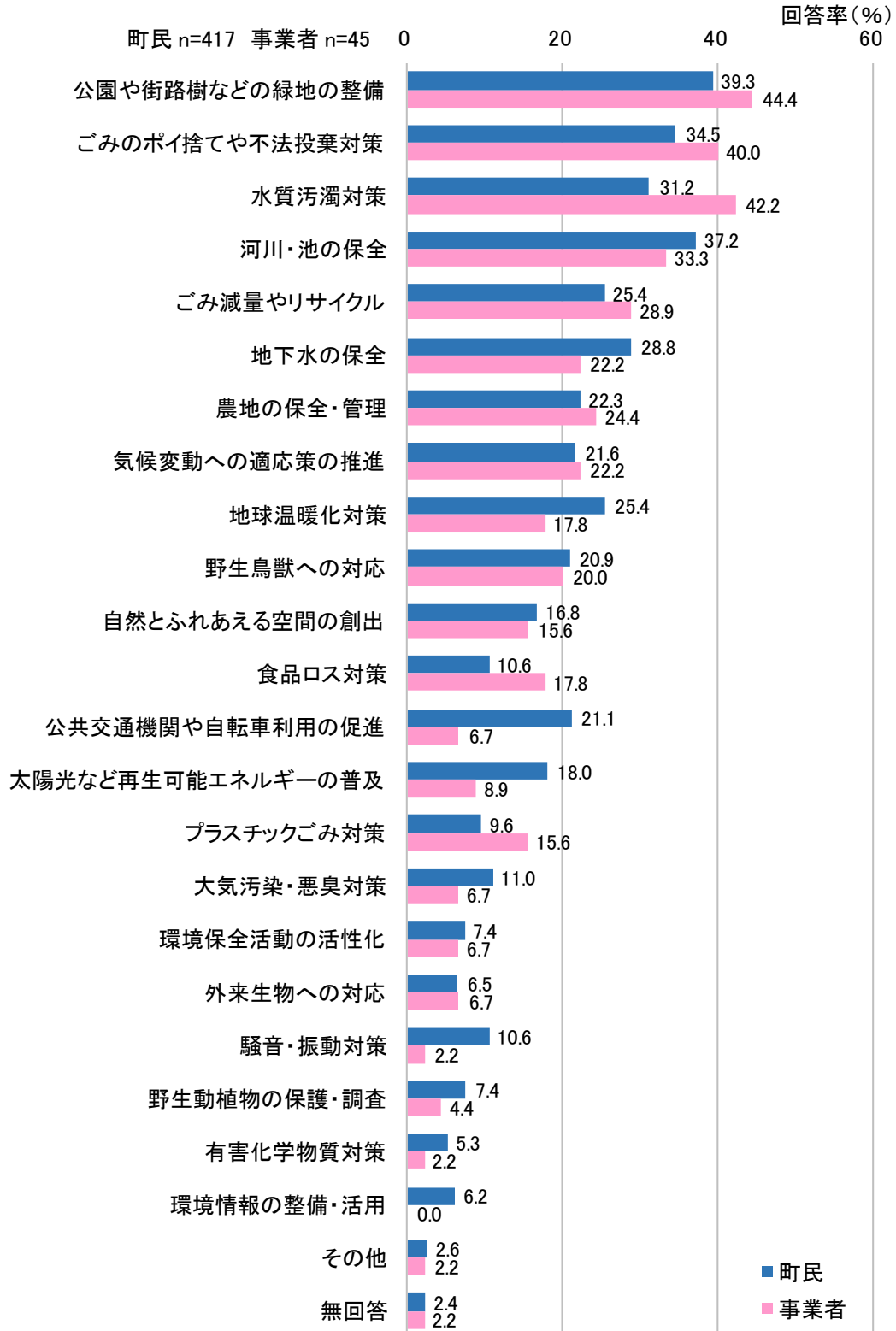
開成町の将来イメージとして、町民・事業者ともに「きれいな川・豊かな水資源のあるまち」（町民 70.0%、事業者 75.6%）が最も多く、次いで「ごみの散乱のないきれいなまち」（町民 52.5%、事業者 40.0%）、「公害のない安全安心なまち」（町民 43.6%、事業者 35.6%）が多くあげられました。



7-6 行政に期待する環境施策【町民・事業者】

●公園・緑地、ごみのポイ捨て・不法投棄、水質汚濁対策などへの期待

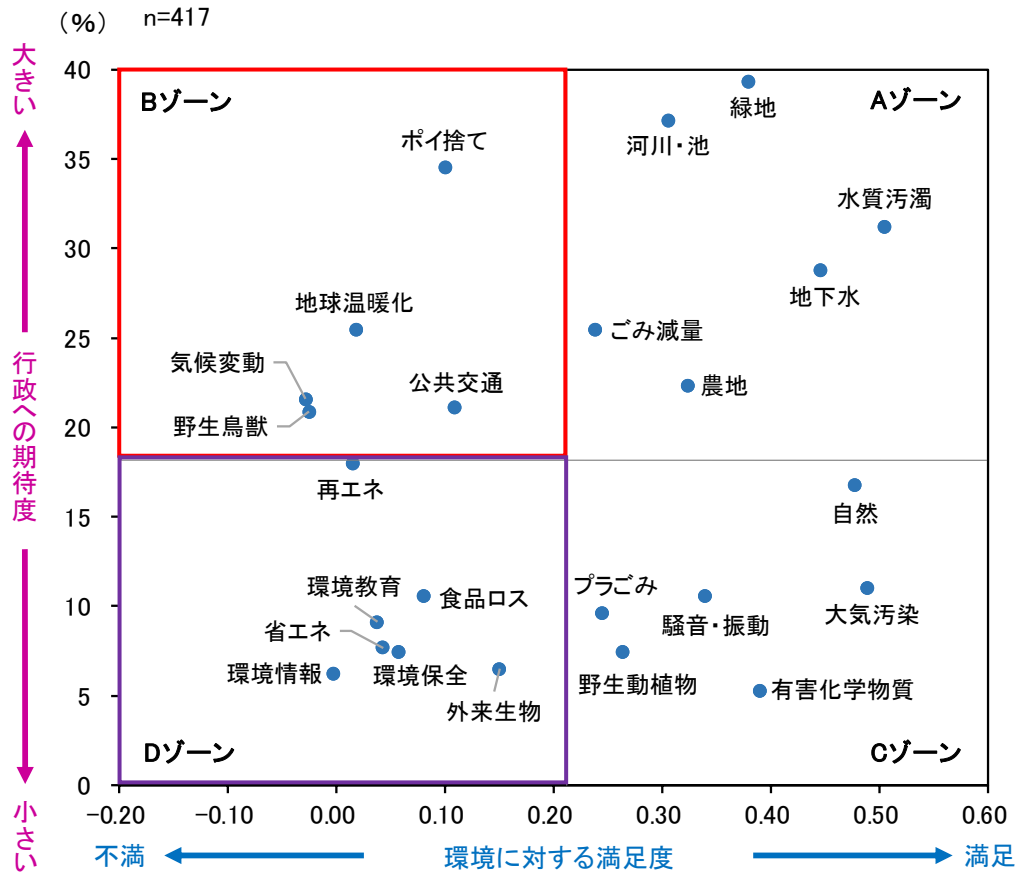
行政に期待する環境施策として、町民・事業者ともに「公園や街路樹などの緑地の整備」(町民 39.3%、事業者 44.4%)、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」(町民 34.5%、事業者 40.0%)、水質汚濁対策(町民 31.2%、事業者 42.2%) などが多くあげられました。



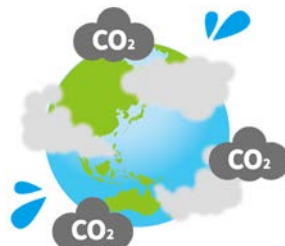
●ごみのポイ捨て・不法投棄、地球温暖化対策など重点的な取組への期待

「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」の関係について分析を行うと、環境に対する満足度が低く、行政への期待度が大きいBゾーンには、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」「地球温暖化対策」「気候変動への適応策の推進」「野生鳥獣への対応」「公共交通機関や自転車利用の促進」が分布しています。これらのものは、より優先的・重点的な取組が必要と考えられます。

環境に対する満足度が低く、行政への期待度が小さいDゾーンには、「太陽光など再生可能エネルギーの普及」「食品ロス対策」「環境教育・環境学習の充実」「省エネルギーの推進」「環境保全活動の活性化」「環境情報の整備・活用」「外来生物への対応」が分布しています。これらのものは、着実に取組を進めて町民の満足度を高めていくことが必要と考えられます。



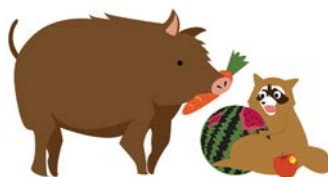
ごみのポイ捨て・不法投棄



地球温暖化



気候変動



野生鳥獣

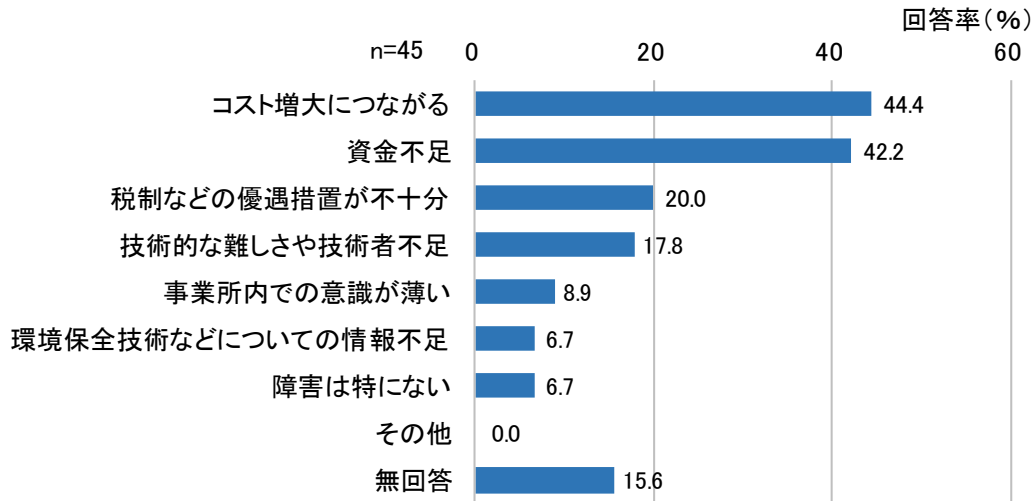


公共交通

7-7 有効な政策手法と取組の障害【事業者】

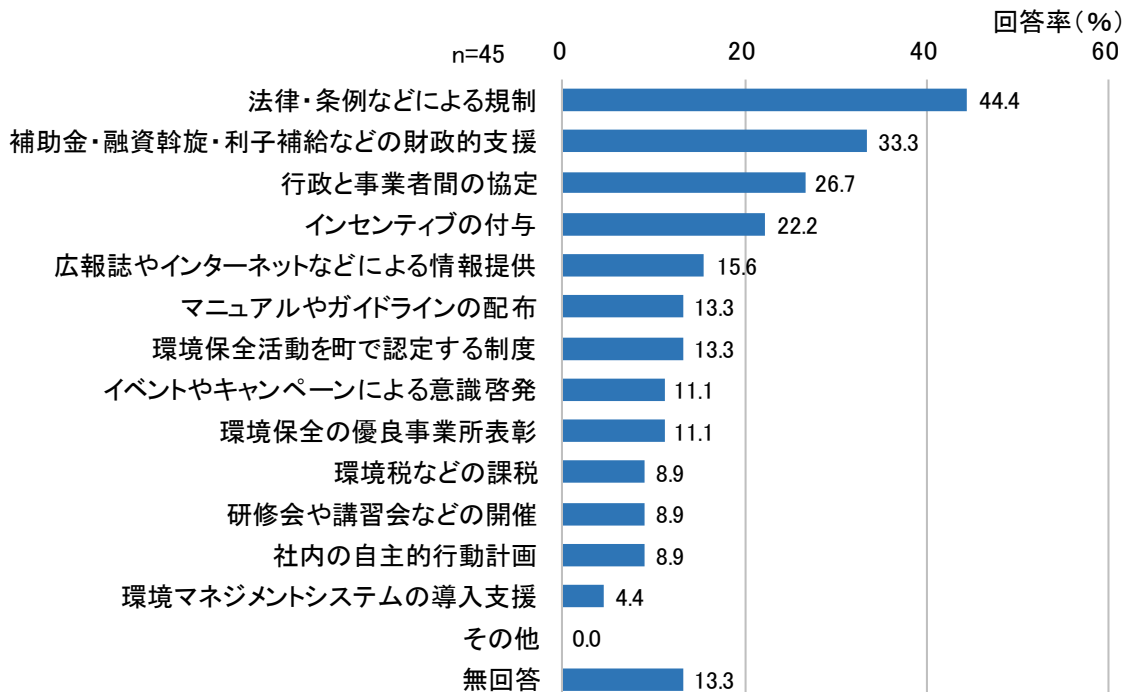
●コスト増大や資金不足などの環境の保全の取組の障害

環境保全の取組の障害について、「コスト増大につながる」(44.4%)、「資金不足」(42.2%)、「税制などの優遇措置が不十分」(20.0%)などが多くあげられました。



●規制、財政的支援、協定などの有効な政策手法

環境負荷を減らすために有効な政策手法について、「法律・条例などによる規制」(44.4%)、「補助金・融資・利子補給などの財政的支援」(33.3%)、「行政と事業者間の協定」(26.7%)などが多くあげられました。



第8節 主な環境課題

8-1 自然環境

- 水田や畑、果樹園、河川沿いの松並木、河川敷の緑のほか、民家や社寺林の緑などが、本町の地域特性となっています。今後は、これらの既存の緑をできる限り保全し、連続する緑のネットワークとしてつなげていくことが求められています。
- 本町の大きな特徴である水田や農業用水は、水源涵養、洪水防止、気温調整、生物多様性の維持などの多面的機能を有しています。しかし、本町の耕地面積や販売農家数は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くと考えられます。そのため、農地を保全するための取組の推進が必要です。
- 本町にはまとまった森林がありませんが、森林環境譲与税を活用した木材の利用促進などにより、森林による二酸化炭素吸収の促進に寄与していく必要があります。
- 農業用水の改修工事の実施時には、魚類や水生昆虫などへの影響をできる限り低減するための取組を実施する必要があります。
- 町内ではアレチウリやアカボシゴマダラなど、特定外来生物に指定されている生物のほか、セイタカアワダチソウなど目につきやすい外来種も広く分布し、地域固有の生態系への影響が懸念されています。今後は外来種の防除に取り組んでいく必要があります。
- 「開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024」によると、町民の「生物多様性」の言葉の認知度は全国よりも高く、環境省の「自然共生サイト」への登録を今後検討したいという事業者もありました。そのため生物多様性や自然共生サイトについて広く普及していく必要があります。



8-2 資源循環

- 本町で収集されたごみは、山北町にある足柄西部環境センターへ搬入されています。燃焼灰は他県に運ばれて埋立処理されています。そのため、町民のごみ処理に対する危機感やごみ減量に対する意識が薄らいでしまうことが考えられます。ごみ問題が身近であることを周知し、住民一人ひとりがごみの減量に取り組むことが必要です。
- 本町で収集される剪定枝は、開成町グリーンリサイクルセンターへ搬入され、堆肥やチップを製造、販売しています。ごみの減量化、資源化をさらに促進するため、施設の利用を推進していく必要があります。
- 本町のもえるごみの約6割が厨芥類、紙おむつ、紙類、プラスチックであり、これらはいずれも再資源化が可能です。そのため、紙類・プラスチックの分別を徹底するなど、さらなるごみの減量を進めていく必要があります。
- 持続可能な資源の利用を促進するため、本町では、回収したペットボトルの水平リサイクル（ペットボトルとして再生する）を2025（令和7）年4月から行う予定です。このような取組を町全体に広げていく必要があります。
- 近年、河川や水路へのごみのポイ捨てやペットのふんの放置など、町民や滞在者のマナー低下が問題となっています。そのため、「開成町きれいなまちをつくる条例」の周知を図るとともに、「かいせいクリーンデー」など町民参加による美化活動を推進していく必要があります。



8-3 生活環境

- 公共下水道や合併処理浄化槽の整備により、本町の 2023（令和 5）年度末の汚水処理人口普及率は 88.2%と年々向上しています。公共下水道や合併処理浄化槽に接続されていない排水は未処理のまま放流され、悪臭の原因になるとともに、農業用水に流れ込んで米の品質にも影響を及ぼします。日常生活や事業活動から水質汚濁の原因となる汚水を排出しないことが重要であり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えなどの PR 強化と住民や事業者の協力が必要です。
- 本町では毎年度、大気、騒音などの公害苦情が発生していますが、公害苦情が発生した場合は速やかに対応を行うとともに、公害発生を未然に防ぐための情報提供やコミュニケーションの促進を図る必要があります。



8-4 脱炭素

- 本町では人口が増加傾向にあります。特に若い年齢層の人口増加に伴い新築戸建住宅の竣工件数も増加しており、今後も引き続き人口増加による家庭部門からの排出量の増加が見込まれるため、家庭における脱炭素の取組を推進していく必要があります。
- 事業者由来の温室効果ガス排出量（産業部門、業務その他部門）は、開成町全体の約 7 割を占めています。このため、大規模事業者、中小規模事業者のそれぞれに適した対策の推進による脱炭素化の後押しが必要です。
- 本町は人口に対する自動車保有台数が多く、また、人口増加に伴い自動車保有台数が増加傾向にあります。運輸部門における自動車由来の温室効果ガス排出量が多い状況のなか、さらなる排出量の増加が懸念されることから、公共交通機関の利用促進や次世代自動車への転換、利用環境の整備などによる自転車利用の促進などの取組が必要です。
- ZEB 認証庁舎の開庁をはじめとする先進的な取組を進めていますが、ゼロカーボンシティの実現に向けては多様な主体への PR や協働、他自治体との連携が不可欠です。また、町内の DX 化や脱炭素化にかかる革新的技術の動向調査により、新たな技術を取り入れ、GX を推進することが必要です。
- 「開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024」によると、気候変動への適応について、町民の満足度が低くなっています。そのため、熱中症対策の普及やクーリングシェルターの開放など、気候変動への適応策を推進していく必要があります。



8-5 環境教育

- 「開成町環境基本計画に関するアンケート調査 2024」によると、重要だと思う環境教育・環境保全活動の施策として、町・学校での環境教育の推進、「広報かいせい」などへの情報掲載・啓発などが上位になりました。また、町民や事業者が今後取り組みたいこととして、環境学習会への参加、環境保全団体への協力、環境情報の活用などがあげられており、環境教育や環境情報については、今後さらに充実させていく必要があります。
- 町民や事業者による自発的な環境保全活動の実践に向け、町が実施している取組の PR や、町民や事業者の取組事例、民間団体の活動、活用できる補助金、イベントなどについての情報をわかりやすく周知する必要があります。



第3章 まちが目指すもの

第1節 基本理念と町の将来像

1-1 基本理念

本計画は、「開成町環境基本条例」の第2条に定められた以下の基本理念に基づき、町の将来像、目標、取組の推進を図ります。

【基本理念】

- 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行う。
- 環境の保全及び創造は、地域の自然的条件に配慮し、人と自然との共生を目的として行う。
- 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として自主的かつ積極的に行う。
- 地球環境の保全は人類共通の課題であり、積極的に推進する。

1-2 町の将来像

本町の良好な環境を保全・継承していくために、以下を町の将来像として掲げます。

町の将来像

いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい
～ 恵み豊かな環境を感じる 持続可能な未来へ ～



第2節 基本目標と数値目標

「開成町環境基本計画 2017～2024」の目標達成率が 50%であったことや、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の環境施策の推進を図るため、本計画の基本目標と数値目標を定めます。

【*：新たに設定した環境指標】

基本目標 1 自然と共生するまち

本町は、まとまった農地、町内に整備された街路樹や公園緑地、屋敷林等の身近な緑や、南北に張り巡らされた河川・水路など、豊かな緑と水辺が町の特徴となっています。今後も都市化が進むと想定されるなかで、これらの緑や水辺を守り育てながら自然と共生したまちづくりを目指します。



環境指標	現状値 (2023 年度)	目標 (2032 年度)
公園・道路緑地ボランティア登録数*	42 団体	58 団体
あじさいの里親登録数	38 団体	40 団体

基本目標 2 資源が循環するまち

4R*のさらなる推進を図るとともに、食品ロスやプラスチックごみへの対応を図り、循環経済（サーキュラー・エコノミー）の実現に向けた取組を加速していく必要があります。そのため、資源が循環するごみの少ないまち、ごみの散乱のないきれいなまちを目指します。



※4R とは、①Refuse：ごみになるものを買わない・使わない、②Reduce：ごみなるものを減らす、③Reuse：ものを繰り返し使う、④Recycle：資源として有効に活用する の4つの頭文字 R を示したものの。

環境指標	現状値 (2023 年度)	目標 (2032 年度)
家庭系ごみ住民 1 人 1 日当たりのごみの排出量	624g/人・日	608g/人・日
ごみの資源化率	32%	34%
美化活動（かいせいクリーンデー等）への参加者数	9,492 人/年	10,500 人/年

基本目標 3 安全安心に暮らせる環境のまち

私たちが健康で文化的な生活をするためには、水や空気がきれいで、嫌な音や振動、臭いがせず、化学物質等による汚染がない環境が必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への負荷を低減し、安全・安心で住み続けられるまちを目指します。



環境指標	現状値 (2023 年度)	目標 (2032 年度)
公害発生件数	0 件/年	0 件/年

基本目標 4 脱炭素を実現するまち

2050 年カーボンニュートラルなど、世界や国の目標と歩調を合わせ、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進します。また、近年は猛暑や自然災害の発生など、気候変動による影響が顕在化してきています。そのため、温室効果ガス排出量の削減だけではなく、進行する気候変動に適応する取組を並行して推進します。



環境指標	現状値 (2023 年度)	目標 (2032 年度)
温室効果ガス排出量の削減率（町域）（2013 年度比）＊	-11.0％＊ (2019 年度)	-46％＊ (2030 年度)
温室効果ガス排出量の削減率（町の事務事業）（2013 年度比）＊	-27.4％＊ (2022 年度)	-55％＊ (2030 年度)
ゼロカーボンシティ創成パートナー企業数（累計）＊	21 事業所＊ (2024 年度)	28 事業所
町補助金を活用した ZEH 化及び家庭における太陽光発電設備の導入件数（累計）＊	74 件	245 件

※2024（令和 6）年 4 月に策定した「開成町地球温暖化対策実行計画」における現状値と目標

基本目標 5 みんなで環境を守るまち

本町の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、町民一人ひとりが環境について関心を持ち、環境保全に向けて自発的に取り組んでいくことが必要です。そのため、町・町民・事業者が協働して、環境教育や環境保全活動を拡大していくことで、みんなで環境を守るまちを目指します。



環境指標	現状値 (2023 年度)	目標 (2032 年度)
環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数	5 回/年	5 回/年
環境美化推進協議会委員の研修・交流回数	3 回/年	3 回/年
町民の自主保全活動への行政働きかけ件数 （ごみの分別、デコ活、省エネ家計簿等）	12 件/年 (2024 年度)	15 件/年
環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数	54 人/年	100 人/年

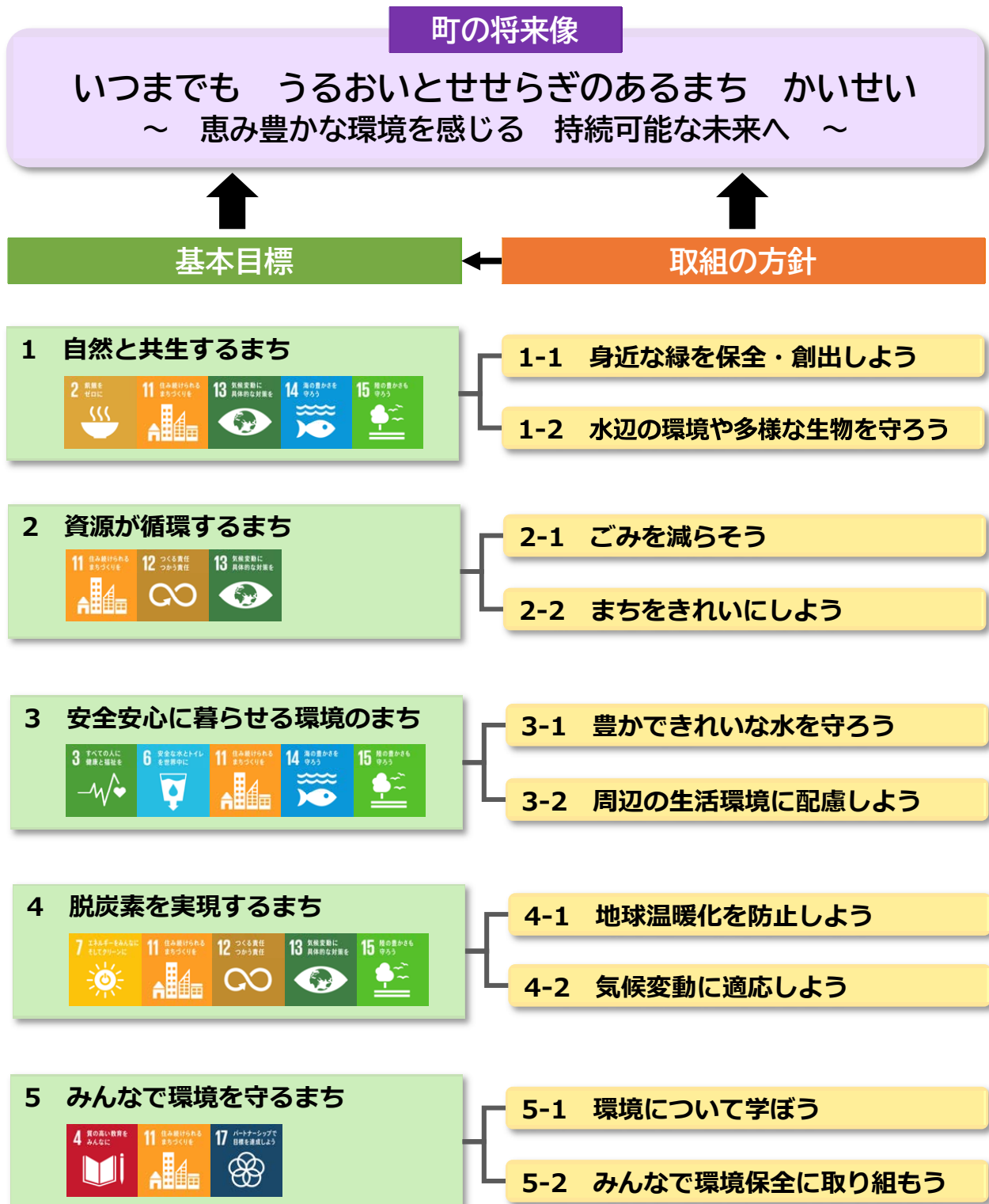


「第六次開成町総合計画」の将来目標人口

本町の 2020（令和 2）年の人口は 18,329 人ですが、「第六次開成町総合計画」では、2032（令和 14）年度の将来目標人口を 20,000 人としています。今後、さらに人口が増加することにより、環境の各分野に影響がでる可能性があります。例えば人口増加で市街化が進むことにより、農地の減少、ごみ総排出量の増加、温室効果ガスの増加、環境教育のニーズ向上などが考えられます。今後の数値目標や取組は、将来目標人口を十分に踏まえたものとする必要があります。

第4章 目標の実現に向けた取組

第3章に掲載した町の基本目標や開成町環境基本計画に関するアンケート調査2024の結果、社会情勢を踏まえ、町・町民・事業者が実践していく具体的な取組について定めます。



基本目標 1 自然と共生するまち



町の取組

方針 1-1 身近な緑を保全・創出しよう

- 屋敷林の保全に努めます。
- 自然豊かな公園整備及び適切な維持管理を行います。
- 協働により身近な緑を保全するため、公園・道路緑地ボランティア制度の充実を図ります。
- 緑地の創出を図るため、開発指導による緑地の確保を図ります。
- 街路樹や植樹帯の適切な維持管理を行います。
- 町の花であり、本町にとって貴重な緑である「あじさい」の適切な維持管理に努めます。
- あじさいの里親制度の拡充により、協働による「あじさい」の維持管理を推進します。
- まとまりのある一団の優良農地の保全を図るとともに、環境保全型農業の推進と水田景観の保全に努めます。
- 多面的機能を有する優良農地を保全するため、担い手への集約・集積の推進や新たな担い手の育成に努めます。

方針 1-2 水辺の環境や多様な生物を守ろう

- 自然に親しめる水辺環境の保全に努めます。
- 河川・水路の清掃など、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。

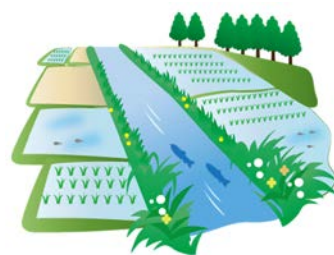


町民・事業者の取組

方針		町民	事業者
1-1	● 敷地の緑化やプランター設置などに努めます。	★	
	● 工場や店舗の緑化に努めます。		★
	● 地元の農産物を積極的に販売・購入します。	★	★
	● ふれあい農園などを利用し、農業への理解を深めます。	★	
	● 生物が生息できる水田づくりに努めます。		★
	● 減農薬による生産に努めます。		★
	● 米栽培体験等の農作業を通じ、農業への関心や理解を深めます。	★	
	● 環境に配慮した農産物の栽培方法の導入に努めます。		★
1-2	● ホタルや魚など町の生きものについて学習し、保護活動などに参加します。	★	★
	● 外来種の駆除や拡大防止に協力します。	★	★
	● 生態系に配慮した開発に努めます。		★
	● 自社所有地を環境省「自然共生サイト」に登録します。		★


敷地の緑化や
プランターの設置★


工場や店舗の緑化★


生物が生息できる
水田づくり★

ホタルの保護活動など
への参加★


生態系に配慮した開発★


自然共生サイトへの
登録★

基本目標 2 資源が循環するまち



町の取組

方針 2-1 ごみを減らそう

- 町民・事業者のごみ問題への関心を高め、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の4R運動を推進します。
- ごみの分別ルール徹底、不用品の再利用の推進など、ごみの資源化を進めます。
- ごみの減量化・資源化を推進するため、設備の計画的な修繕等を実施し、開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促進します。
- 幼稚園・小学校における給食の生ごみの一部を分別・収集し、堆肥化を継続します。
- 各団体が実施する資源集団回収を奨励します。
- 公共施設などに生ごみ堆肥を積極的に活用するとともに、農家や家庭菜園などへの活用を促します。
- 家庭から出る生ごみの減量化の施策の検討を行います。
- ペットボトルの水平リサイクル（ペットボトルとして再生する）を推進します。
- 製品プラスチックの分別収集について検討を進めます。

方針 2-2 まちをきれいにしよう

- 環境美化についての関心・理解、活動意欲の向上のため、広報紙やホームページを活用したよびかけを行うとともに、「かいせいクリーンデー」を実施します。
- 環境教育の一環として、小中学生による環境美化活動を推進します。
- 環境美化推進協議会の協力により、不法投棄防止のための啓発やパトロールを強化します。
- 自治会や地域住民等の地域美化活動に対する支援の充実を図ります。
- 「開成町きれいなまちをつくる条例」のPR活動を通じて、ごみのポイ捨てや落書きの防止など、環境美化への理解と行動を促進します。
- 犬や猫などのペットの飼い主のマナー向上や、動物愛護の意識醸成に取り組みます。
- 地域住民との協働により道路、河川、公園の草刈などを行うなど、美しい公共空間の維持に努めます。

町民・事業者の取組

方針		町民	事業者
2-1	● ごみの出し方・分別ルールを徹底し、リユース、リサイクルなど再資源化に努めます。	★	★
	● リサイクル活動に積極的に参加します。	★	★
	● 過剰包装を断り、マイバッグを持参します。	★	★
	● 生ごみは水分を切り堆肥化するなど、生ごみを減量化します。	★	★
	● 販売元での分別回収など、資源の有効利用に取り組みます。		★
	● 食品ロスを削減します。	★	★
2-2	● 道路や水路へのごみのポイ捨てをなくします。	★	
	● 定期的に草刈を行うなど、自己管理地をきれいに維持します。	★	★
	● 不法投棄されないよう、自己所有地の管理を行います。	★	★
	● 地域の美化活動に積極的に参加します。	★	★
	● ペットが他人に危害を与えたり、迷惑をかけないように適正に管理します。	★	



ごみの出し方・
分別ルールの徹底★



過剰包装自粛・
マイバッグの持参★



食品ロスの削減★



道路や水路への
ポイ捨て禁止★



定期的な草刈の実施
★



地域の美化活動への参加
★

基本目標 3 安全安心に暮らせる環境のまち



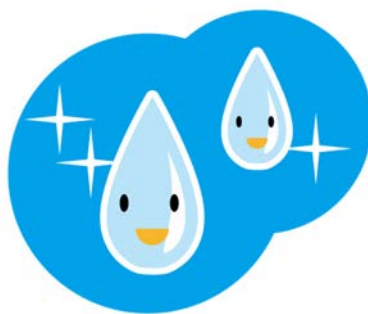
町の取組

方針 3-1 豊かできれいな水を守ろう

- 定期的な水質調査を実施します。
- 足柄上衛生組合の施設の適正な運営を推進します。
- 公共下水道の整備を推進することにより、水路の水質浄化を図ります。
- 雨水浸透施設の設置を促進することにより、地下水涵養を図ります。

方針 3-2 周辺の生活環境に配慮しよう

- 大気汚染の改善を図るため、電気自動車（EV）などの環境性能に優れた低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブを推進します。
- 産業活動による公害の発生を防止するため、県と連携し、町内の工場や事業所への指導を行います。
- 県と連携し、建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止を推進するとともに、アスベストに関する正確な情報の提供に努めます。
- 野焼き行為の原則禁止の正しい情報提供を行うとともに、剪定枝、草については開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促します。



町民・事業者の取組

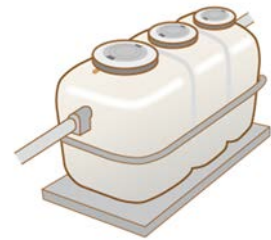
方針		町民	事業者
3-1	● 必要以上に洗剤や油を使わないようにします。	★	★
	● 天然由来成分の洗剤を使うように心がけます。	★	★
	● 節水を心がけます。	★	★
	● 再生水の利用など、水の循環利用を進めます。		★
	● 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をします。	★	★
	● 浄化槽の維持管理を徹底します。	★	★
3-2	● 家庭生活・事業所内や車両等からでる騒音・悪臭に配慮します。	★	★
	● 公害防止のため、自主管理体制を徹底します。		★
	● 野焼き行為をしないようにします。（農家の野焼きは除く）	★	★
	● 農業を営むための野焼きについては、しっかり乾かしてから燃やすなど、近隣に配慮します。	★	★



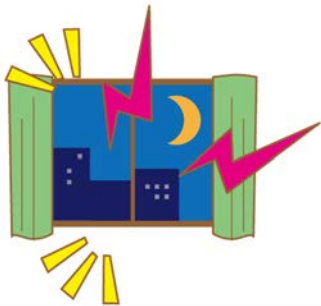
排水として流す洗剤や油の低減★★



節水の徹底★★



合併処理浄化槽への転換★★



騒音・悪臭への配慮★★



公害防止のための自主管理★



野焼きの禁止★★

基本目標 4 脱炭素を実現するまち



町の取組

方針 4-1 地球温暖化を防止しよう

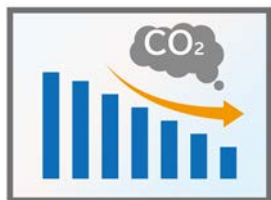
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設の脱炭素化、再生可能エネルギーの導入、公用車の脱炭素化、町職員の環境行動の推進などにより、町の事務事業の地球温暖化対策を推進します。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町全域の地球温暖化対策を推進します。
- 既存住宅における省・創・蓄エネルギー化の推進、ZEHの普及などにより、家庭における脱炭素の取組を推進します。
- 事業所の省・創・蓄エネルギー化の推進により、事業所における脱炭素の取組を推進します。
- EV・超小型EVの普及促進などにより、交通の脱炭素化を推進します。
- 環境教育の推進、民間事業者や自治体との協働・連携及び最新技術の活用による脱炭素化を推進します。
- 自転車を利用しやすい環境をつくり、利用を促進させるため、自転車の安全な乗り方教室を開催します。
- 自転車の安全利用を促進するため、小学生を対象とした自転車運転免許制度を実施し利用ルールの徹底やマナーの向上を図ります。
- 自転車の利用や歩行を促す取組を通じて、近距離の移動における自転車利用を促進します。
- 自転車利用者の増加に対応するため、開成駅周辺の駐輪場の確保・維持管理をします。
- 都市計画道路を整備する際は自転車が快適に走行できるよう考慮します。

方針 4-2 気候変動に適応しよう

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、気候変動による影響の回避・軽減に向けた施策・取組を実行するとともに、国や関係自治体との連携による気候変動の適応策を推進します。
- 地域防災計画に基づき、気候変動によって増える傾向のある台風やゲリラ豪雨などの水害には、ハード、ソフト一体となった総合的な取組を推進します。

町民・事業者の取組

方針		町民	事業者
4-1	● 温室効果ガス排出量の削減目標設定や脱炭素の計画づくりを行います。		★
	● 適切な室温設定や LED 照明への交換などの省エネを実践します。	★	★
	● 「デコ活」など、脱炭素に向けた取組に参加します。	★	★
	● 太陽光発電など再生可能エネルギーを導入します。	★	★
	● 建て替え時には、ZEH・ZEB などを導入します。	★	★
	● 省エネ家計簿やうちエコ診断などにより、生活をチェックします。	★	
	● 省エネ製品への切り替えを図ります。	★	★
	● クリーンエネルギーの導入検討など、地球温暖化防止に取り組めます。	★	★
	● 自動車の利用を極力控え、公共交通・自転車等の利用に転換します。	★	★
	● 車を買替える際には、次世代自動車の導入に努めます。	★	★
	● 身近な移動には、徒歩や環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。	★	★
	● アイドリングストップなど、エコドライブを心がけます。	★	★
4-2	● ハザードマップを確認して自然災害の防災・減災の意識を高めます。	★	★
	● 熱中症警戒アラートなど熱中症に関する情報に注意します。	★	★
	● クーリングシエルの利用・開設に協力します。	★	★
	● 気候変動による事業への影響について対策を行います。		★



温室効果ガス排出量の削減目標設定★



省エネルギーの実践★★



ZEH や ZEB の導入★★



次世代自動車の導入★★



熱中症の予防★★



クーリングシエルの利用・開設協力★★

基本目標 5 みんなで環境を守るまち



町の取組

方針 5-1 環境について学ぼう

- 子どもを対象にした環境教育の充実を図るとともに、幼児から大人まで、各世代の学習ニーズに応じた環境学習の企画・実施に努めます。
- 環境美化意識の向上を図るため、町民を対象とした環境に関する学習会、見学会や体験会などを開催します。
- 町民や自治会、民間の環境団体などを対象とした環境学習の場の提供や学習のための支援を行います。
- ごみ分別・リサイクル、エネルギー・省エネ、生活排水処理などの様々なテーマで環境学習会を町民などとの協働により継続的に実施し、環境に関する知識や意識の向上を図ります。
- 環境美化推進協議会委員などへの研修会を定期的に実施します。

方針 5-2 みんなで環境保全に取り組もう

- 省エネ家計簿の利用促進を図るため、ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置の補助申請者に利用を勧めます。
- 地域の環境活動に関する情報を提供し、環境保全活動を推進します。
- 町民との協働によるまちづくりを図るため、町民とのコミュニケーションの充実を図り、町民ニーズの施策への反映を図るとともに、企業や NPO 法人など民間団体の活動と連携・協力を進めます。
- 幅広い世代の町民が参加できるイベント等を企画し、環境に関心を持つ住民の裾野を広げます。
- 環境美化推進協議会委員など各団体との情報共有を促進します。
- 公共工事等における環境に配慮した計画・工法・資材等の導入に努めます。

町民・事業者の取組

方針		町民	事業者
5-1	● 環境学習会に積極的に参加します。	★	★
	● 従業員向けの環境教育を実施します。		★
5-2	● 環境を考える団体などの情報に目を向けます。	★	
	● 町民による環境保全活動などに参加します。	★	
	● 町民を対象とした工場見学会や講習会等の開催に努めます。		★
	● 環境に関する情報を収集し積極的に活用します。	★	★
	● 環境にやさしい製品を積極的に購入します。	★	★
	● 環境にやさしい製品づくりに努めます。		★
	● 環境マネジメントシステムにより、継続的な環境保全に努めます。		★
	● 従業員の環境活動への参加を推奨(環境奉仕の休暇制度など)します。		★
	● 「開成の夢を育てるあじさい基金」への参加や「あじさいの里親」「公園・道路緑地ボランティア」に登録します。	★	★
	● 持続可能な開発目標 (SDGs) を意識した取組を推進します。	★	★



環境学習会への参加



従業員への環境教育

町民を対象とした工場
見学会などの開催

環境情報の活用

環境にやさしい製品
の購入環境マネジメント
システムの導入

第5章 計画の実現に向けて

第1節 計画の推進体制

本町の環境を守り、改善していくためには、この計画に示した町・町民・事業者・滞在者の様々な取組を一步步着実に進めていく必要があります。このため、以下のような体制で計画の進行を管理します。

1-1 開成町環境審議会

「開成町環境基本条例」の第15条に基づき、環境に関して知識や経験を有する者など、15人以内の委員で構成します。町長から諮問された環境基本計画及びその他環境の保全及び創造に関する事項、環境基本計画の改定に関して専門的な視点で協議を行い、町長に答申します。

1-2 庁内連絡会議

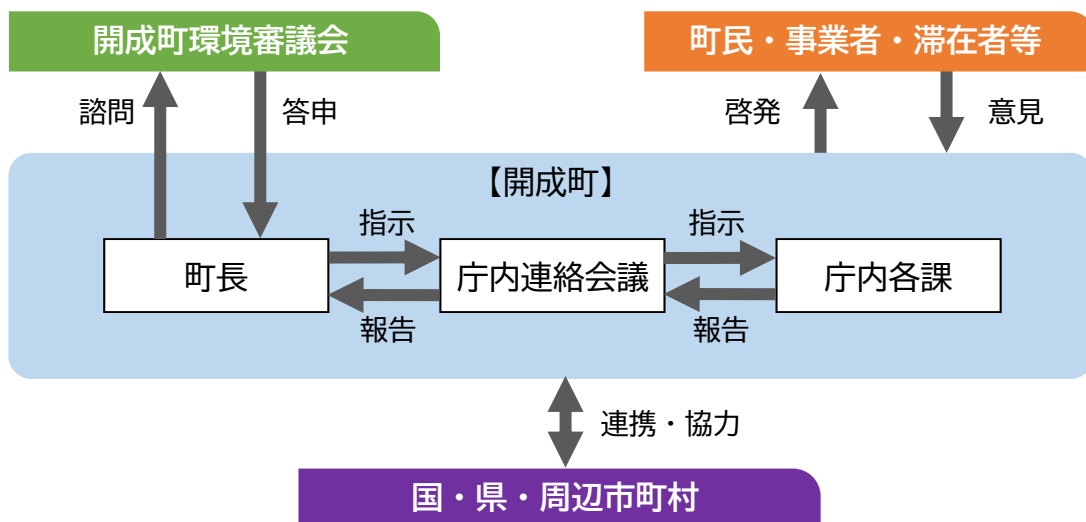
環境に関する庁内関係各課で構成し、事務局は環境課とします。環境基本計画における施策の進捗状況について点検・評価を行います。

1-3 町・町民・事業者・滞在者

計画の推進にあたっては、町・町民・事業者・滞在者（旅行者、町に滞在する者）がそれぞれの責務と役割のもと、相互に理解し協力しながら環境の保全・創造に取り組めます。

1-4 国・県・周辺市町村

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取組とともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県・周辺市町村との連携・協力を努めます。

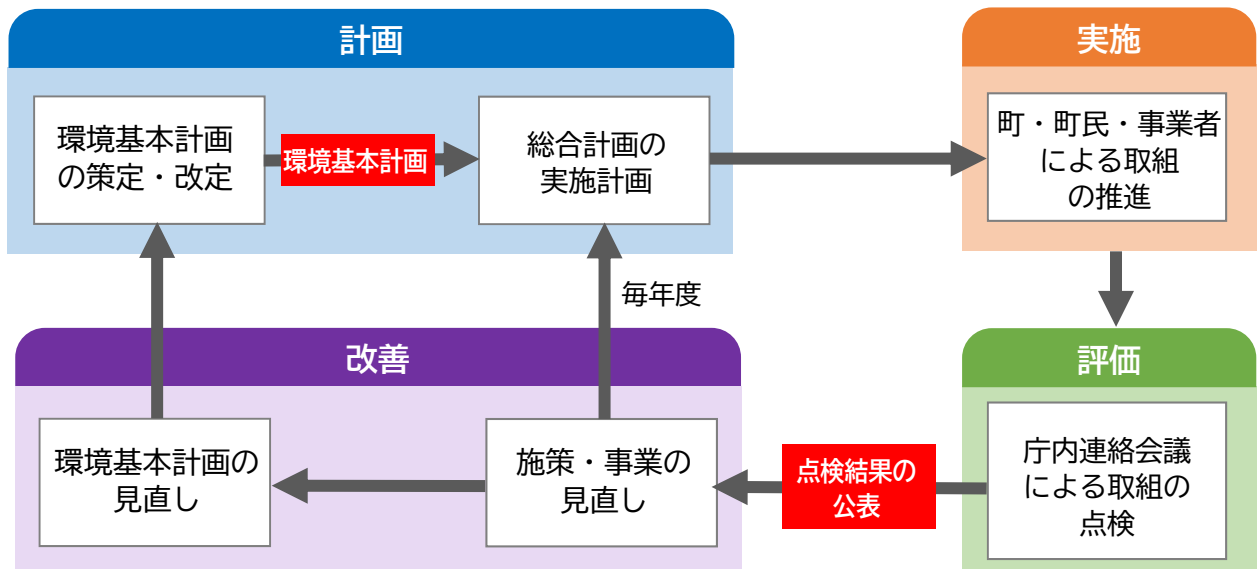


第2節 計画の進行管理

2-1 主体別の取組の進行管理

取組の方針に対する達成目標、町の取組は、総合計画における進行管理と連携しつつ、事務局（環境課）が定期的に把握・整理し、庁内連絡会議に諮って進捗状況の点検を実施します。

これらの取組状況や取組結果は、「計画」「実施」「評価」「改善」による継続的かつ確実な進行管理を徹底します。



2-2 環境に関する情報の周知

計画の推進にあたっては、町の取組のみならず、町民・事業者の協力や自主的な環境配慮行動の実践が不可欠であり、環境に関する様々な情報を周知することが必要です。

●環境基本計画の閲覧

環境基本計画を事務局（環境課）窓口及び町ホームページで、誰もがみられるようにします。

●「広報かいせい」による環境情報の発信

町の広報誌に環境基本計画の概要を掲載するとともに、環境に関するコラム欄を設け、定期的に環境情報を発信します。

●ホームページや SNS の活用

町のホームページや SNS（LINE、Facebook、Instagram など）を活用し、環境基本計画に関する情報を提供します。

資料編

1 開成町環境基本条例

平成 12 年 3 月 23 日条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 14 条）

第 3 章 環境審議会（第 15 条）

附則

私たちのまち開成は、足柄平野の田園地帯の一角を占めています。豊かな水に恵まれた米の産地として知られています。

しかし、この地域にも変化の波が押し寄せてきました。経済的な発展は、私たちの生活に便利さや豊かさをもたらしましたが、その一方で、身近な自然は減りゴミの量は増え続けました。大量生産と大量消費がもたらした地域の変化は、地球規模にも及び、地球の温暖化やオゾン層の破壊が深刻になっています。

私たちは、安全に健康で文化的な生活をする権利を持っています。しかし、その一方で、豊かな環境を守り将来の世代に引き継いでいく責任も同時に負っています。

私たちは、今ある豊かな自然が限りある資源であることを知らなくてはなりません。残された美しい環境を守りながら新たな良好な環境を造り出すために行動しなくてはなりません。

私たちは、持続的に発展することが可能なまち開成をめざして、まず、地域から行動を起こすことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域の自然的条件に配慮し、人と自然との共生を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第 3 条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、基本理念にのっとり、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努力するものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため環境に配慮されたものとなるよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力するものとする。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、公害の防止その他自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再生利用その他環境への負荷の低減に資するよう努めるものとする。

3 町民は、基本理念にのっとり、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力するものとする。

（滞在者の責務）

第6条 旅行者その他の本町に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第7条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（1）人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全で健康かつ快適な生活環境を確保すること。

（2）潤いと安らぎを与える水辺や松並木等の地域を特徴づける自然的歴史的資源の保全及び活用を図り、並びに人に優しい都市施設の整備を推進し、快適環境の形成を図ること。

（3）エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び減量化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

（4）地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全のための施策を推進すること。

（環境基本計画）

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する目標

（2）環境の保全及び創造に関する施策の方向

（3）環境の保全及び創造に関する配慮の指針

（4）その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（基本計画の策定等）

第9条 町長は、前条に規定する環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、町民の意見を反映するための必要な措置を講じなければならない。

2 町長は、前条に規定する環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、開成町環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（公共施設の整備等）

第12条 町は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造を図るための施設の整備並びに環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（開発事業等に係る環境への配慮）

第13条 町は、土地の区画形質の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を行おうとする者（以下「開発事業者等」という。）が策定する計画について、自らその計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習、環境情報の提供等）

第14条 町は、町民、事業者、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する

活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の体系的推進並びにこれらに係る情報の提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条に基づき開成町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 開成町環境審議会答申

令和7年3月7日

開成町長 山神 裕 様

開成町環境審議会
会長 小林 紀夫

開成町環境基本計画 2025～2032 の策定について（答申）

令和6年10月31日付、開環発第82号にて当審議会に諮問のありました開成町環境基本計画 2025～2032 の策定について、次のとおり答申します。

策定された開成町環境基本計画 2025～2032（案）について、当審議会は多面的な視点に立って慎重に審議を重ねた結果、妥当であると判断しました。

これらの審議の経緯に十分にご留意頂き、計画に示す将来像「いつまでも うおいとせせらぎのあるまち かいせい」の実現に向け、着実な施策の推進を図るよう要望します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に留意されるよう申し添えます。

1. 開成町環境基本条例の理念を踏まえた目指す将来像「いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい」の実現のために、5つの基本目標の達成に向けて環境保全に取り組むとともに、広く計画の周知に努め、町民・事業者・町が一体となり推進すること。
2. この計画の推進にあたっては、環境問題に関する社会情勢の変化や脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりを鑑み柔軟な対応を図ること。

3 委員名簿

開成町環境審議会 委員名簿

氏名	選出区分	備考
石川 実	学識経験者（開成水辺スポーツ公園所長、湘南造園株式会社造園事業部 パルクマネジメントチームリーダー）	
田中 章太	金融機関（株式会社横浜銀行開成支店長）	
菅沼 俊成	開成町工場会（日本製紙クレシア株式会社 開成工場 工場長代理兼事 務部長）	
西田 積	行政（県西地域県政総合センター 環境部長）	
小林 紀夫	町民公募	会長
水沼 朋子	町民公募	副会長
遠藤 いすず	農業者（JA かながわ西湘女性部）	
浅井 佐一	環境団体（ホタルの会）	
赤坂 規之	環境団体（環境美化推進協議会）	
北野 忠	アドバイザー（東海大学 教養学部人間環境学科 教授）	

（順不同・敬称略）

4 策定経過

2024（令和6）年度		
9月 10日	町民・事業者アンケート調査	◇9月10日～10月5日 ◇町民 回答率：41.7%（417人/1,000人） ◇事業者 回答率：45.0%（45社/100社）
10月 17日	第1回開成町環境基本計画検討会議	◇骨子案・計画案・庁内施策の検討
31日	第1回開成町環境審議会	◇諮問 ◇骨子案・計画案・環境課題の審議
12月 12日	第2回開成町環境基本計画検討会議	◇計画案の検討
24日	第2回開成町環境審議会	◇計画案の審議
1月 20日	パブリックコメント	◇1月20日～2月19日まで環境課窓口、 町ホームページで公開
2月 21日	第3回開成町環境基本計画検討会議	◇計画案の検討
28日	第3回開成町環境審議会	◇計画案・答申案の審議
3月 7日	開成町環境審議会から町長へ答申	◇答申 ◇計画の策定

5 用語解説

あ

■アイドリングストップ

長時間の駐停車時に自動車のエンジンを切ること。これによりガソリンの節約、大気汚染や二酸化炭素排出の抑制につながる。

■アスベスト

石綿ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、被覆・建築材など広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■ウェルビーイング

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。「第六次環境基本計画」では、持続可能な社会を実現し、全ての人が安心して豊かに暮らせることを目指している。

■雨水浸透施設

地表面の舗装化が進む都市部などにおいて、雨水の地下浸透を促す施設をいう。河川への雨水流出量の抑制、地下水の涵養、地盤沈下の抑制、街路樹の保護・育成といった効果をもつ。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO₂)などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

■カーボンプライシング

二酸化炭素に価格をつけ、二酸化炭素を排出する企業や団体に対して排出量に見合った金銭的負担を求める政策手法。

■外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。

■化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に变成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■環境マネジメントシステム（EMS）

環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きをいう。代表的なものとして ISO14001 やエコアクション 21 などがある。

■クリーンエネルギー

石油、石炭などの化石燃料の利用などによる温室効果ガス排出などの環境への負荷をできるだけ低減するための、自然現象などから得られる新たなエネルギー源であり、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などがある。

■クーリングシェルター

「気候変動適応法」に基づいて、適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。

■公害

「環境基本法」において、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤沈下及び（7）悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■公共下水道

「下水道法」において、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義される。

■昆明・モンテリオール生物多様性枠組

生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる2030（令和12）年までの新たな世界目標の枠組。2022（令和4）年12月、カナダ・モンテリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された。

さ

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用できる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■サーキュラーエコノミー

従来の3Rに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

■自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■重要種

絶滅種、絶滅のおそれがある種、絶滅のおそれはないものの減少傾向にある種、神奈川県レッドリスト・レッドデータブックに掲載されている種、環境省のレッドリストに掲載されている種、文化財保護法の天然記念物、種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）で指定されている種を含めたもの。

■省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

■小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象では、出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」とよぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、様々な水流を利用して発電を行うこと。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

■森林環境譲与税

温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税金。「森林環境税」は国税として1人年額1,000円が徴収され、国から市区町村や都道府県に対して「森林環境譲与税」が譲与される。使途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

■スマートハウス

太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や電化製品、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指す。

■生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

た

■太陽光発電

太陽光エネルギーを直流電気に変える発電方法。

■脱炭素

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会を「脱炭素社会」という。最近では2050（令和32）年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

■地域循環共生圏

各地域が再生可能エネルギーなどの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

■デコ活

（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）
2050年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

な

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■ネイチャーポジティブ

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標を「ネイチャーポジティブ」（自然再興）といいます。

■熱中症

高温環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。

■熱中症警戒アラート

危険な暑さが予想される場合に、暑さへの気づきを促し熱中症への警戒をよびかけるもの。熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日 17 時頃または当日朝 5 時頃に発表される。2024（令和 6）年 4 月からは、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートが創設された。

は

■バイオマス燃料

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称で、これらの資源からつくる燃料をバイオマス燃料とよぶ。つくられる燃料は、ペレットなどの固体燃料、バイオエタノールや BDF（バイオディーゼル燃料）などの液体燃料、そして気体燃料と様々なものがある。

■ハザードマップ

どこでどのような災害が起こるかを予測する地図。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。

■パリ協定

2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された 2020（令和 2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組。2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効した（日本同年 11 月 8 日に締結）。パリ協定は、世界共通の長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することとし、歴史上はじめて途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力（緩和策）を求めている。

■ビオトープ

ドイツ語由来の外語で Bio(生きもの)と Top(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生きものが暮らしている場所」を表している。

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している 2.5μm（1μm は 1mm の 1 千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた 10μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

■不法投棄

ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用等がかかるため、ごまかすためなどに不法投棄が行われる。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそ

れがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

ら

■リサイクル（再利用）

廃棄物として処分される物を回収し、再利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リデュース（発生抑制）

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

■リフューズ（発生回避）

ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないことで、ごみを減らすこと。

■リユース（再使用）

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

わ

■ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。超過勤務の縮減、休暇の取得推進、テレワークの推進などにより、二酸化炭素の削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努めることが重要とされている。

英数

■BOD

（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■DX

デジタルトランスフォーメーションの略で、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

■EV（Electric Vehicle）

電気自動車のこと。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に注目を集めている。

■GX（Green Transformation）

温室効果ガスの排出量を削減し、クリーンエネルギー中心の社会へと変革していくこと。

■LED

発光ダイオードともよばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

■OECM

(Other Effective area-based Conservation Measures)

国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する区域のことをいう。例えば、企業の森、ビオトープ、里地里山、水源の森、都市の自然など、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域を国際的に登録し、統治・管理していこうという取組。

■SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。

■ZEH (Net Zero Energy House) ・

ZEB (Net Zero Energy Building)

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅 (ZEH)、ビル (ZEB) のこと。ゼロエネルギー住宅、ゼロエネルギービルなどと呼ばれることもある。

■30by30 (サーティ・バイ・サーティ)

ネイチャーポジティブの実現に向け、2030 (令和 12) 年までに陸と海の 30%以上を保全する目標。

■4R

ごみの発生回避 (Refuse: リフューズ)、発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再利用 (Recycle: リサイクル) の 4 つの頭文字 R をとったもの。

開成町環境基本計画 2025-2032

令和 7 年 3 月

開成町環境課

〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773

TEL 0465-84-0314 FAX 0465-82-5234

URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>
